

日本映画大学

平成30年度
自己点検評価書

令和元（2019）年9月

日本映画大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	10
基準1 使命・目的等	10
基準2 学生	12
基準3 教育課程	30
基準4 教員・職員	41
基準5 経営・管理と財務	46
基準6 内部質保証	51
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	
基準A 社会との連携	55
基準B 国際交流	57

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

日本映画大学（以下、「本学」という）の建学の精神は、本学の母体である日本映画学校の創立者、映画監督・今村昌平（1926～2006）の建学・創設の理念を基本に踏まえ、それを継承している。

本学の歴史は、昭和 50(1975)年 4 月、横浜駅前に今村が、『既設のレールを走りたくない若者たち、常識の管理に甘んじたくない若者たちよ集まれ』と呼びかけて創設・開校した 2 年制の各種学校「横浜放送映画専門学院」に始まる。昭和 61(1986)年度に現在の川崎市麻生区の新百合ヶ丘の地に移り、3 年制の専門学校である「日本映画学校」へと改組・発展した。その後、平成 22(2010)年 10 月に大学設置を受け、4 年制の単科大学「日本映画大学」を創設、翌平成 23(2011)年 4 月に開学し、平成 30(2018)年 3 月で 7 年を経過した。

主要諸外国には、国公立や私立の映画大学は数多く存在するが、日本では本学が唯一の映画の単科大学である。

今村学校と謂われる「日本映画学校」は、本学の開学に伴い、平成 25(2013)年 3 月に閉校となったが、その建学の精神、教育理念・教育姿勢を本学は引き継いでいる。

『日本映画学校は、人間の尊厳、公平、自由と個性を尊重する。

個々の人間に相對し、人間とはかくも汚濁にまみれているものか、人間とはかくもピュアなるものか、何とうさんくさいものか、何と助平なものか、何と優しいものか、何と弱々しいものか、人間とは何と滑稽なものなのかを、真剣に問い、総じて人間とは何と面白いものかを知って欲しい。

そしてこれを問う己は一体何なのかと反問して欲しい。

個々の人間観察をなし遂げる為にこの学校はある。』

これが、今村が日本映画学校創立にあたり掲げた建学の理念である。この全文は、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎の玄関入り口に銘文として、また本学のホームページ (<http://www.eiga.ac.jp>) や「大学案内」にも掲載されている。なお、今村は、「知は武器である」の信念のもと、平成 2(1990)年には、大学設立の構想プラン「日本映画大学設立趣意書」を発表しており、今日の大学設立の原点となっている。

今村学校は、昭和 40(1965)年代には、姿を消しつつあった映画撮影所に代わって、映画人の養成機関、後継者の教育機関として、今村が創設したもので、以来この 35 年間に約 6,500 人を超す卒業生を世に送り出し、映画・映像関連分野の第一線で活躍する多くの人材を輩出してきたが、以後は大学がその責務を担うこととなった。

大学は、平成 23(2011)年の開学以来 7 年を経過し、平成 31(2019)年 3 月に第 5 期の卒業生を社会に送り出したが、その多くの者が映画・映像分野に就いていることから、今後さらに社会のニーズに応えられるよう、より一層の教育内容の充実や教育環境の改善に努めていく。

2. 大学の使命・目的

本学創設の目的は、「日本映画大学学則」の第1条に「日本映画大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、『人間重視』の考え方を常に基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場と連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成することを目的とする」と定めている。その目的に、具体的に説明を加えたものが、次の三点である。

- ① 映画の制作・上映と研究・理論化の双方、両翼の両立をめざし、さらにはその融合を図ることで、新しいタイプの優れた映画人及び映像関係者の育成・輩出と、映画の持つ潜在的な可能性を目覚めさせ（掘り起こし）、及び映画学の学問体系として飛躍的進展に本学は寄与することを目的とする。さらに、その学術コミュニティ構築の拠点たらしめる。
- ② 日本の優れた映画制作の技術・能力やその文化の伝統を尊重し、文化資源としてアーカイブ化し、ものづくりの精神を継承していく基盤整備の構築を目的とする。併せて、日本の文化・芸能・芸術に対する誇りと自信を把持し、世界に向けて発信していける（文化立国としての日本を担う）有為な人材育成を目指す。
- ③ 21世紀の国際社会でお互いが協力・協調して平和を希求し、想像力の射程の深い共感力豊かな人材養成を目的とする。特にアジアの国と諸地域に対し、映画力（映画が具備した社会的・政治経済的・環境的なメッセージ力）を介して社会貢献し、相互の交流・連帯を促進する。

3. 大学の個性・特色

・コース制の採用

本学（映画学部映画学科）は、その教育研究活動の範囲及び性格から、創作系と理論系との2つの系から成り立っている。

創作系は、映画監督や脚本家を目指す「演出コース」「脚本コース」をはじめとして、「撮影照明コース」、「録音コース」、「編集コース」、「ドキュメンタリーコース」の6つのコースがあり、理論系には、「映画・映像文化コース」があったが、平成28(2016)年入学の学生からは「身体表現・俳優コース」を新設して、7つのコースになった。

さらに、平成30(2018)年度の入学生からは、これまでの創作系と理論系という二つの系（コース分類）を統一することで（ただし、授業科目の分類については、現在も創作系と理論系の分類が行われている）、創作と研究の双方が相乗的に効果を上げるように工夫し、学生のコース選択も分かりやすくするため、次のようにコースの在り方を改め、演出系として「演出コース」と「身体表現・俳優コース」「ドキュメンタリーコース」を設置し、技術系として「撮影照明コース」「録音コース」「編

集コース」を設置、文章系として「脚本コース」「文芸コース」を設置した。

・少人数教育の実施ときめ細かい学生支援体制

本学は、1 学年 125 人（入学定員）、しかも 1 学部 1 学科という小規模な大学であるため、学生に対して、演習中心の少人数教育が徹底可能であり、きめ細かな行き届いた指導が可能な学修環境が整っている。専任教員数も全体で 20 人であり、創作系と理論系の教員数がほぼ半数ずつでバランスを保っており、教授会ははじめ各種委員会に於いて、他の諸会議での動向や問題点、在籍学生の個々の学修状況が常に把握できており、お互い緊密に熟知し、連携・対処し合える状況にある。

特に、1 年次生については担任制度を設けて、個々の学生指導や修学支援はもとより、各種の相談に応じる体制をとっており、専門別に進路が決定した 2 年次後期以降は、コース担当教員がその役割を担っている。

・多様な授業形態による授業展開

カリキュラムや授業形態の特色としては、異なる専門領域の教員同士の「オムニバス授業」等を用意しており、学生や教員にとっても相互に刺激的で新鮮味のある授業展開が可能となっている。

本学の創作系の専任教員は、すべて現役の映画人、つまりプロフェッショナルであるため、最新の知見を備えた現場感覚の豊かな実制作者である。一方、理論系の専任教員も、研究や批評・評論、国際映画祭、国際支援といったアカデミズムの実践的な分野の専門家で構成されている。したがって、創作・理論系の教員同士がタッグを組んだ上述のような授業形態では、受講生を複眼的、多層的に指導、助言することができる。また、理事長（映画プロデューサー）や学長（映画監督・舞台演出家）も授業を担当しており、脚本（シナリオ）指導等にも多彩な実績を有する多数の非常勤講師を配している。

・個性豊かな入学者

本学を志願し入学してくる学生の出身地は、北海道から沖縄まで全国各地に及んでいる。また、海外からは、中国をはじめ、台湾、韓国などアジア諸国からの留学生が入学している。さらに企業を経験した者や、映画とは関係ない学部を経た社会人学生や編入生など、年齢も文化も経歴もさまざまに異なった多様な学生が在籍している。

入試の選抜方法に於いても知識偏重ではなく、学力試験では測りにくい、個性や意欲、感性（センス）を重視し、受験生の可能性、潜在力を見抜き、引き出す工夫をしている。

・特色ある授業科目

本学の建学理念を体現した象徴的な授業科目である「人間総合研究」は、1 年次前期に 2 ヶ月間集中的に新入生全員が履修しなければならない必修科目である。入学して間もなくのまだお互いよく知らない新入生同士が、企画立案し、協議し協力

しつつ、取材対象者や関連諸機関と交渉し、調査、インタビュー等の取材を重ねながら第三者に見せる発表「作品」に仕上げていく、ユニークな集团的演習型授業科目である。

発表に際しては、動画は原則禁止、専ら写真と時に絵画や OHP(Overhead Projector)、録音した音声、構成台本に基づいたナレーションや音楽や演技も交えただけでプレゼンテーションしなければならない。最終的な発表に向けて分担した各パートの綿密な連携・調整をしてリハーサルを繰り返し、全教員、全学生を前にした発表会に臨む。

本学の看板授業科目である「人間総合研究」は、新入生全員に課せられた必修科目であるばかりか、一人の人間（対象者）と徹底的に向き合うことの基本姿勢を学び映画人としての第一歩となる。しかも以後4年間の種々のカリキュラムをこなしていく上での大きな太い支柱であり基盤となる授業である。初年次教育が重視されている昨今、この「人間総合研究」科目こそ、正真正の「アクティブ・ラーニング」そのものに他ならない。

・地域との連携・協力

川崎市は「映像のまち・かわさき」を地域振興のキャッチフレーズとして打ち出している。映像を扱う本学と川崎市は、日本映画学校時代より地域振興イベントを通じて、長年の協力・支援関係にある。また、大学の設立にあたっては、川崎市に校舎敷地の提供など多大な協力を得ている。

「KAWASAKI・しんゆり映画祭」や「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）」への協力をはじめ、地元の小学生向けの体験ワークショップ・麻生区こども関連大学連携事業「こども映画大学」を開催するなど地域振興への協力に人材を提供している。「KAWASAKI・しんゆり映画祭」や「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）」では、イベントプログラムの企画・監修、「こども映画大学」では、映画撮影から上映までの映画制作体験の指導を学生と教員が行っている。

また、近隣地域に対しては、体育館や校庭等、大学施設を地域住民のスポーツ活動に対しての開放や、災害緊急時の避難場所として防災訓練に提供している。白山納涼祭をはじめとする近隣地域の各種イベントに参加・協力し、地域社会と一体となって本学の存在意義を発揮している。学生主体の「日本映画大学学友会」も地域との関連行事や催し等に参画している。

平成 28(2016)年 7 月に一般社団法人白山まちづくり協議会と「包括的連携に関する協定書」を締結し、地域社会への発展に資することとした。

・国際交流への積極的な取り組み

国際交流に関しても本学は特色を打ち出しており、世界的な映画教育活動を展開する CILECT(Centre International de Liaison des Ecoles de Cinéma et de Télévision, English: International Association of Film and Television Schools)に日本映画学校時代から引き続き加盟している。世界全域 65 カ国、185 以上の映画大学や学校が加盟している。CILECT は、昭和 29(1954)年度にフランスのカンヌで

設立された由緒ある国際組織であり、日本では、本学と日本大学藝術学部の2校が正規の会員校である。

平成24(2012)年度には、韓国国立芸術総合学校と学術交流協定を締結し、平成25(2013)年度から「日韓学生共同制作プロジェクト」がスタートし合作映画の制作が始まり、以後毎年日本と韓国を舞台に、交互に行き来する形で交流を深めている。

また、平成25(2013)年11月には、台湾の国立台北藝術大学とも学術交流協定を締結し、さらに、平成26(2014)年4月には、中国の名門・北京電影学院とも同様な学術交流協定を締結している。

年々、アジア諸国の映画大学とも様々な国際交流の機会や場が増えていく傾向にあり、平成27(2015)年4月には、インドネシアのジャカルタ芸術大学との学術交流協定を締結するなど、諸外国からの交流の要請も増えてきている。

平成29(2018)年10月には、世界最古の映画教育機関である、全ロシア国立映画大学と、また同年同月には、台湾の台北メディアスクールとも学術交流協定を締結し、提携校は6校となっている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 50(1975)年 4 月	横浜駅前に 2 年制の各種学校 横浜放送映画専門学院を創始者 今村昌平が開校。
昭和 59(1984) 年 4 月	留学生募集開始。アジアを始め、諸外国から映画を学ぶ学生を受け入れる。
昭和 60(1985)年 11 月	学校法人神奈川映像学園が設立され、3 年制の専門学校とし、 名称を「日本映画学校」に改める。神奈川県知事より設置認可。
昭和 61(1986)年 4 月	川崎市、小田急電鉄、映画会社等の協力により、川崎市の新百合 ヶ丘駅前に新校舎が完成。今村昌平が理事長、学校長に就任して 日本映画学校 映像科・俳優科を開校。
	日本映画学校開学記念、日本映画学校・ATG 共同作品「君は裸足 の神を見たか」を劇場公開。
昭和 63(1988)年 10 月	東京、新宿「テアトル新宿」にて、第 1 回新宿映画祭を主催。 以後、第 8 回まで開催。
平成 1(1989)年 4 月	日本映画学校・日本 Herald 映画共同作品「バナナシュート裁判」 を劇場公開。
平成 4(1992)年 4 月	石堂淑朗 学校長に就任。
平成 4(1992)年 8 月	日本映画学校・日本 Herald 映画共同作品「福本耕平かく走りき」 を劇場公開。
平成 7(1995)年 10 月	第 1 回しんゆり映画祭開催。日本映画学校全面協力のもと小田急 線新百合ヶ丘駅周辺地域で毎年秋に開催。
平成 8(1996)年 4 月	飯利忠男（佐藤忠男）学校長に就任。
平成 11(1999)年 1 月	映像機関誌「日本映画学校だ」創刊。
平成 16(2004)年 11 月	飯利忠男（佐藤忠男）学校長、理事長に就任。
平成 19(2007)年 10 月	佐々木正路（佐々木史朗）理事長に就任。
平成 22(2010)年 10 月	文部科学省より日本映画大学設置認可。
平成 23(2011)年 4 月	日本映画大学開学。
	アルテリッカしんゆり芸術祭 2011 プレイメントとして、昭和 音楽大学共催により日本映画大学開学記念イベント「小沢昭一 と映画と音楽と」を開催。
平成 23(2011)年 8 月	麻生区こども支援室委託事業として、麻生区内の小学生を対象と した「日本映画大学わくわく体験ツアー」を実施。
	ポーランド国立ウッチ大学講師による学生ワークショップ「ドキ ュメンタリー制作プロジェクト」を実施。
平成 23(2011)年 12 月	ポーランド国立ウッチ大学講師による学生ワークショップ作品 「世界の夜明けから夕暮れまで」の日本プレミア特別上映会を 日本映画大学新百合ヶ丘キャンパスで開催。

日本映画大学

平成 24(2012)年 3 月	平成 23 年度麻生区地域課題対応事業・日本映画大学開学記念 企画として「映画がつなぐ被災地とあさお」を主催。
	日本映画学校 俳優科を廃止。
平成 24(2012)年 4 月	アルテリッカしんゆり芸術祭 2012 プレイメントとして「無声 映画と音楽の夕べ」を昭和音楽大学と共催。
	毎日新聞社、株式会社チネチッタ、日本映画大学との産学連携 事業として「チネチッタ名画座」を実施。
平成 24(2012)年 8 月	麻生区こども支援室委託事業として、麻生区内の小学生を対象と した第 1 回「こども映画大学」を実施。
平成 24(2012)年 10 月	韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結。
	川崎麻生区と「麻生区 6 大学公学協同ネットワーク」協定締結。
平成 25(2013)年 3 月	国際交流基金の助成を受け、日本一タイ「震災と記録・復興への道」 学生/青年ワークショッププログラムを実施。
	日本映画学校 映像科を廃止。
平成 25(2013)年 4 月	アルテリッカしんゆり芸術祭 2013 プレイメントとして「無声映画と 音楽の午後」を昭和音楽大学と共催。
平成 25(2013)年 8 月	韓国国立芸術総合大学と学生による共同映画制作を日本で実施。
	麻生区こども支援室委託事業として、麻生区内の小学生を対象と した第 2 回「こども映画大学」を実施。
平成 25(2013)年 11 月	国立台北芸術大学と学術交流協定を締結。
平成 26(2014)年 3 月	国際交流基金との共催により、東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした 第 1 回「…and Action! Asia—映画・映像専攻学生交流プログラム—」を実施。
平成 26(2014)年 4 月	北京電影学院と学術交流協定を締結。
	アルテリッカしんゆり芸術祭 2014 イベントとして「日本映画大学シネマ 列伝 Vol 1」を主催。
平成 26(2014)年 8 月	麻生区こども支援室委託事業として、麻生区内の小学生を対象と した第 3 回「こども映画大学」を実施。
平成 26(2014)年 11 月	韓国国立芸術総合大学と学生による共同映画制作を韓国で実施。
平成 26(2014)年 12 月	全ロシア国立映画大学の卒業制作の特集上映会を実施。
平成 27(2015)年 4 月	アルテリッカしんゆり芸術祭 2015 イベントとして「日本映画大学シネマ 列伝 Vol2」を主催。
	インドネシア国立ジャカルタ芸術大学と学術交流協定を締結。
平成 27(2015)年 8 月	韓国国立芸術総合大学と学生による共同映画制作を日本で実施。
	麻生区こども支援室との共催事業として、麻生区内の小学生を対象と した第 4 回「こども映画大学」を実施。
平成 28(2016)年 3 月	国際交流基金との共催により、東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした 第 2 回「…and Action! Asia—映画・映像専攻学生交流プログラム—」を実施。

日本映画大学

平成 28(2016)年 4 月	アルテリッカしんゆり芸術祭 2016 イベントとして「日本映画大学シネマ列伝 Vol3」を主催。「無声映画と音楽の午後」を昭和音楽大学と共催。
平成 28(2016)年 5 月	日本映像学会を幹事校として開催。
平成 28(2016)年 7 月	一般社団法人白山まちづくり協議会と包括的連携協定締結
平成 28(2016)年 8 月	麻生区こども支援室委託事業として、麻生区内の小学生を対象とした第 5 回「こども映画大学」を実施。
平成 28(2016)年 11 月	韓国国立芸術総合大学と学生による共同映画制作を韓国で実施。
平成 29(2016)年 2 月	国際交流基金との共催により、東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 3 回「...and Action! Asia—映画・映像専攻学生交流プログラム—」をフィリピンで実施。
平成 29(2017)年 3 月	昭和音楽大学と包括的連携協定を締結。
平成 29(2017)年 4 月	アルテリッカしんゆり芸術祭 2017 イベントとして「日本映画大学シネマ列伝 Vol4」を主催。
平成 29(2017)年 8 月	麻生区こども支援室委託事業として、麻生区内の小学生を対象とした第 6 回「こども映画大学」を実施。
平成 29(2017)年 8 月	韓国国立芸術総合大学と学生による共同映画制作を日本で実施。
平成 29(2017)年 10 月	全ロシア国立映画大学と学術交流協定を締結。
	台北メディアスクールと学術交流協定を締結。
平成 30(2018)年 3 月	国際交流基金との共催により、東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 4 回「...and Action! Asia—映画・映像専攻学生交流プログラム—」を日本で実施。
	日中青年映画交流祭を北京電影学院と共同開催。
平成 30(2018)年 4 月	アルテリッカしんゆり芸術祭 2018 イベントとして「日本映画大学シネマ列伝 Vol5」を主催。
平成 30(2018)年 8 月	麻生区こども支援室委託事業として、麻生区内の小学生を対象とした第 7 回「こども映画大学」を実施。
平成 30(2018)年 10 月	韓国国立芸術総合大学と学生による共同映画制作を韓国で実施。
平成 31(2019)年 3 月	国際交流基金との共催により、東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 5 回「...and Action! Asia—映画・映像専攻学生交流プログラム—」をジャカルタで実施。
	日中青年映画交流祭を北京電影学院と共同開催。

2. 本学の現況

・ 大学名

日本映画大学

・ 所在地

新百合ヶ丘校舎 神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-16-30

白山校舎 神奈川県川崎市麻生区白山 2-1-1

・ 学部の構成

映画学部 映画学科

平成 27(2015)年度入学者まで

脚本演出コース、撮影照明コース、録音コース、編集コース、
ドキュメンタリーコース、映画・映像文化コース

平成 28(2016)年度入学者から平成 29(2017)年度入学者まで

演出コース、脚本コース、撮影照明コース、録音コース、
編集コース、ドキュメンタリーコース、映画・映像文化コース
身体表現・俳優コース

平成 30(2018)年度入学者から

演出系 演出コース、身体表現・俳優コース、ドキュメンタリーコース
技術系 撮影照明コース、録音コース、編集コース
文章系 脚本コース、文芸コース

・ 学生数、教員数、職員数

学生数

令和元(2019)年 5 月 1 日現在

学部	学科	在籍学生数				
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	総数
映画学部	映画学科	138	123	75	79	415

教員数

学部	学科	専任教員数				
		教授	准教授	講師	助手	総数
映画学部	映画学科	12	5	3	2	22

職員数

正職員	嘱託	パート	総数
19	3	6	28

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性と簡潔な文章化
- 1-1-② 個性・特色の明示
- 1-1-③ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性と簡潔な文章化

本学の目的は、「日本映画大学学則（以下、学則）」第 1 条に「日本映画大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、『人間重視』の考え方を常に基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場と連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成することを目的とする」と明確かつ簡潔に文章化している。

1-1-② 個性・特色の明示

本学では、教育基本法及び学校教育法等の関係法令に従い、「学則」第 1 条に目的を定めているほか、「大学案内」に使命や目的を具体的に記載している。

また、入試実施に関する毎年発刊の冊子「日本映画大学学生募集要項（以下、学生募集要項）」の冒頭での「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」（以下、「3つのポリシー」という。）にも本学の個性・特色は明示している。

1-1-③ 変化への対応

本学が主たる対象とする映画・映像界全体は、デジタル化、デジタル機器に対応する流れへと急速にシフトしており、フィルムによる映画撮影、編集を学修する本学のカリキュラムの見直し、検討等が急務となってきたことから、デジタル合成や 3 次元立体映像等の講座を設けるなど、必要なカリキュラムの見直しを行っている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育研究の主たる対象である映画・映像界は急激に変化しており、とりわけデジタル化の進展は著しく、カリキュラムをはじめ大学設立時の教育環境からは大きく変化せざるを得ない状況となっている。

また、平成 28 (2016) 年度に受審した日本高等教育評価機構による認証評価に於いて、『教育目的について、より明確かつ具体的に規則上に表現することが期待される。』と指

摘されている。

このような教育研究環境の変化や社会からの指摘を踏まえ、本学の「使命・目的、教育目的」や養成する人材像についての見直しも、重要な検討課題と考えており、教育目的の明文化などに取り組むこととしている。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

《1-2 の視点》

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の役員や教職員には、本学の創立者である今村昌平監督の建学の精神や教育理念は十分浸透し理解されている。そうした映画教育 35 年の経験と実績を結集して開学した日本映画大学に於いては、理念の実現に向けての教職員の理解と支持も十二分に得られている。

1-2-② 学内外への周知

日本映画大学のホームページに「使命・目的及び教育目的」を掲載し、学生全員に周知するため「学生便覧」にも「学則」を掲載している。また、受験生に配布する「大学案内」にも掲載している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は平成 26(2014)年度に完成年度を迎え、平成 30(2018)年度には第 5 期までの卒業生を輩出したところであり、学生の満足度調査結果をみる限り、おおむね妥当な教育活動を展開したと解している。

しかしながら、1 年次から 4 年次までの教育活動を通じ、若干の見直しが必要な事柄も多少見受けられることや、急激なデジタル化の進展によるフィルムによる映画・映像文化への影響などにより、本学の教育方針等についても見直しが迫られており、平成 26(2014)年 4 月開催の「教授会」で審議された「日本映画大学中期目標・中期計画一覧表(中間まとめ)」についても、ここ 6 年間の教育実績を検証しつつ全面的な見直しを行い、平成 28(2016)年 9 月に「日本映画大学中期目標・中期計画」として改訂を行った。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育目的を3ポリシーに反映させるために見直しを行い。平成29(2017)年4月1日施行の「学校教育法施行規則の一部改正」に先立ち、平成28(2016)年3月の「教授会」の議を経て、新たな3ポリシーを学長が決定している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命や目的については、「学則」第1条に「日本映画大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、『人間重視』の考え方を常に基本とし、高度化する知識・技術への対応及び問題解決能力を有し、実学と現場と連携できる幅広い映画制作能力を持った専門職業人並びに研究者を養成することを目的とする」と明示している。

このため、教育研究組織には、実際に映画制作に関わる創作系の教員と映画や映像に関わる様々な学問領域を専門とする理論系の教員を配置し、優れた映画に関わる専門職業人と映画や映像文化に関わる研究者を養成するための教育研究組織を構成している。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は、急激に変化していく社会情勢や教育環境に対応するため、中長期計画の見直しを行い、平成28(2016)年9月に「日本映画大学中期目標・中期計画」として改訂を行った。更に映画界のデジタル化などの対応、アジア諸国の映画大学との交流の進展など、本学を取り巻く環境の変化が著しく、早急に検討を要する事項が顕著となってきたことから、カリキュラムをはじめ大学の基本理念に関わる使命・目的及び教育目的についても、早急に見直しを行う必要があると考えており、具体的な検討を開始している。

【基準1の自己評価】

本学は日本で最初の映画制作専門の大学であり、他の大学にはない特色を有しており、本学の個性・特色をより一層明確にするためにも教育目的や使命の見直しを図るとともに、ホームページなど様々な機会を活用しながら本学の広報活動に積極的に取り組んでいる。

本学の特色あるオムニバス等、専門領域を越境した異分野・異業種の教員相互の教授システムについて、その連携をより有効なもの・より特色あるものにしていくよう、引き続き教育内容の改善・充実や教育方法の工夫などを図ることとしている。

建学の精神をよりコンパクトな文言で手短かにフレーズ化していくことも、本学を社会全般に周知する手段として有効であり、必要な検討課題と認識している。

以上のことから、基準1の要件は満たされているものと評価できる。

基準2. 学生

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施と検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の「学生募集要項」では、「ディプロマ・ポリシー」に対応した「アドミッション・ポリシー」を掲載し、本学が望む学生像を明確にしている。各入試区分別に、審査の要点が異なる点を明示している。また、受験希望者以外に対しても、大学ホームページや大学案内など、各種ツールを用いて明示している。

◆アドミッション・ポリシー

日本映画大学は以下のような学生を求めています。

- 1) 美醜や善悪及び人間の欲望全般に強い関心を持っている。
- 2) 映画や小説をはじめ芸術・芸能が好きである。
- 3) 他人と協力することができる。

「アドミッション・ポリシー」の周知方法は、高校生、保護者、外国人留学生、高校教員などに対し直接丁寧に説明することを重視している。教員及び入試・広報担当者が学外へ出向き、高校進路指導部との面談、出張講義、高校内ガイダンス及び進学相談会等の機会を最大限に利用し、本学の教育方針や「アドミッション・ポリシー」を説明している。

また、学内で実施する「オープンキャンパス」に於いては、教職員が受験希望者及び保護者との個別相談に於いて、本学の教育内容等を具体的に説明し、本学を深く理解をした上で受験出来るよう、十分な情報提供を行っている。

「建学の精神」及び「ディプロマ・ポリシー」と「カリキュラム・ポリシー」に即した入学者受け入れの方法は、「個別面接」という審査方法が本学に最も適している。個別面接は、高校までの総合的な学習体験について知ると同時に自己管理や協働性の能力を高めることができる。受験生にとっても、創作者・研究者としての教員に対面することで、入学後の生活のイメージを獲得することができる有効な機会である。そのため、可能な範囲で、より「面接」に重点を置いた入試方法を導入している。平成 31(2019)年度入学者選抜に於いても、「一般入学試験 A 日程」を除く全ての入試で面接を課し、受験生が、本学の特質を十分に理解していることを確認した。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施と検証

平成31(2019)年度の入学者選抜は、「アドミッション・ポリシー」に沿って、公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用した。個別面接に於いて受験生と「アドミッション・ポリシー」との適合性等を確認した。

入試区分ごとに行った受け入れ方法の工夫は次表の通りである。

<p>AO 入試</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課題映画について自由に自分の意見を述べる「AO 入試リベロ」を継続実施した。地方からも受験がしやすいよう配慮し、札幌、福岡の二会場で地方入試を実施。試験は地方会場や追加入試を含め全7回実施した。 ・「AO 入試映像表現」に於いて、すでに映像の創作活動を行っている受験生や映像制作に興味を持つ受験生のために、事前提出の映像作品を参考にして面接に依り審査を行った。 ・「AO 入試身体表現」では、入試当日に「身体表現体験講座」を開催し、パフォーマンスを行ってもらい、面接の際の参考として面接官がコメントをした。 ・「AO 入試文章表現」では、ショートストーリーやシナリオなどの創作活動を行っている受験生のために、入試当日「文章表現体験講座」を開催し、課題の作品を書いてもらい、面接の際の参考として面接官がコメントをした。 ・「AO 入試身体表現」と「AO 入試映像表現」の課題準備として、7月に「身体表現ワークショップ」「映像制作ワークショップ」を開催し、入試に向けた課題演技や作品提出等への準備をサポートした。
<p>推薦入試 〔公募制〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査書における高校生活での活動などをより詳細に検討するように心がけた。指定校推薦の取り決めを交わす高校を増やすように努めている。
<p>社会人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前提出の小論文課題は、「映画を作る上で、実際の経験と想像力は、どのように関係しているか」について書いてもらった。社会人経験を映画作りに役立ててもらいたいという趣旨での課題設定である。
<p>外国人留学生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの外国人留学生の一般教養レベルを測るために大学独自の日本語筆記試験と面接を行っている。昨年と同程度の志願者数を見越して、3期に渡って試験を行った。 ・外国人留学生に、本学の入試制度や教育内容等の理解を深めてもらうことを目的に「留学生のための入試説明会」を10月、12月に開催した。
<p>一般入試 A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国語総合とコミュニケーション英語 I・II で審査し、従来通り、成績上位者に初年次授業料減免制度を適用した。数日後に開催の「ミニ・オープンキャンパス」への参加を促し、同日開催の「卒業制作上映会」「卒業論パネル展示」など、多くの本学主催のイベントをツアー形式で案内する企画を設け、本学の学びの集大成を披露した。
<p>一般入試 B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短編映画上映後、課題について小論文を課して審査した。面接では、入学の意思や適性を確認し、論理的思考力や表現力を審査した。
<p>一般入試 C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短編映画上映後、課題について口頭試験を行った。面接では、論理的思考力、情緒力、想像力とそれら表現力などについて理解しているかどうかを確認した。
<p>編入学</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・試験は事前提出小論文及び面接を行い、合格者には春休み特別演習参加を課して、2年次の授業に適応できるよう配慮した。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(2019 年度入学者選抜実施結果)

試験区分		募集定員	志願者	合格者	入学者	
AO 入試	AO 映像表現	10	6	6	6	
	AO 身体表現	5	8	7	6	
	AO 文章表現	5	1	1	1	
	AO (リベロ①)	30	15	13	13	
	AO (リベロ②)札幌		2	2	2	
	AO (リベロ③)		8	8	8	
	AO (リベロ④)福岡		2	2	2	
	AO (リベロ⑤)		7	7	6	
	AO (リベロ⑥)		4	4	4	
	AO (リベロ⑦)		3	3	3	
推薦入試	推薦 [指定校]		5	0	0	0
	推薦 [公募制]		5	4	4	2
特別入試	社会人	25	0	0	0	
	外国人留学生 1期		42	16	14	
	外国人留学生(指定校推薦)1期		3	3	2	
	外国人留学生 2期		44	19	19	
	外国人留学生(指定校推薦)2期		0	0	0	
	外国人留学生 3期		37	19	16	
	外国人留学生(指定校推薦)3期		1	1	1	
一般入試	一般(A日程)		43	36	12	
	一般(B日程)		10	9	7	
	一般(C日程)		11	7	6	
計		85	251	167	130	

注)以上のほか、2年次編入学定員5人のところ、入学者1人であった。

平成30(2018)年度入試及び31(2019)年度入試は、2年連続して入学定員を充足することができた。この成功事例をもとに、直近の学生募集体制・募集施策を継続することに決め、次の通り実行した。

・教職協働体制の継続と各種施策の実行

引き続き、入試・広報部長を中心とする学生募集プロジェクトチームによって、高校訪問や入試説明会への積極的参加や協力体制の強化、大学ホームページの更新頻度の拡大、「SNS(Social networking service) (Twitter、Facebook、LINE)を中心とする情報発信の強化」に努めた。高校訪問に於いては、部署横断型の組織体制により、在学生の出身高校情報の共有が図られることで、進路指導担当教員との面談で、よりきめ細やかに密度の濃いコミュニケーションが取れるようになっている。教職員間で「オープンキャンパス」実施結果や志願状況の情報共有、意見交換を行い、持続的に協力体制を維持している。

・オープンキャンパス特別イベントの充実と来場者歩留り対策の実行

全入試イベントに於いて、終了後には、受験生を会場に残して入試説明をおこない、来場者が出願に結びつくよう歩留り対策をおこなった。個別面談では、一人の受験生が複数の教職員と面談できるよう配慮し、入試、カリキュラム、学生生活などの総合的なアドバイスを受けられるよう工夫をした。

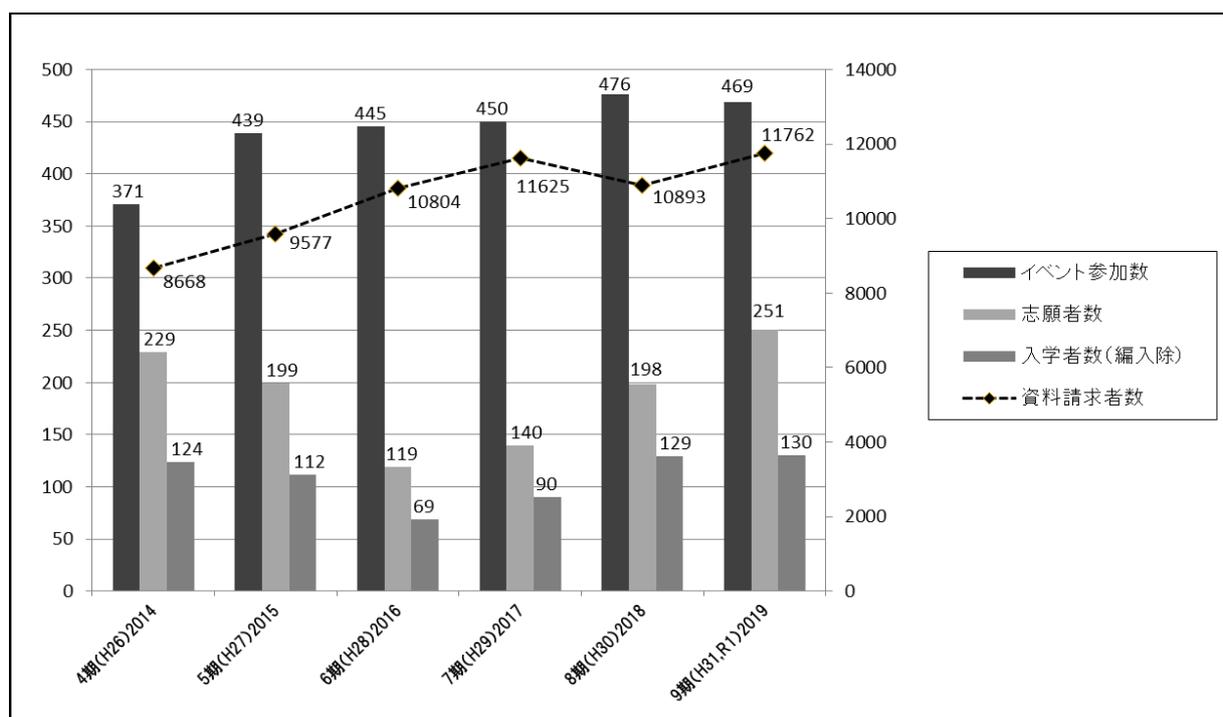
この結果、平成 30(2018)年度に次いで、31(2019)年度の募集に於いても、資料請求数が一万人を超え、「オープンキャンパス」等の入試イベント参加者数もコンスタントに450人を超えるようになっている。特筆すべきは、平成 31(2019)年度入試における志願者数が 251 人と、平成 26(2014)年度入試の志願者数 229 人を上回ったことである。これは、確かに留学生の志願者が増えたことによるものだが、入学者に対する志願者数が単純に 2 倍程度に近づいているのも事実である。平成 30(2018)年度の入学者数は、大きく定員を割り込んだ平成 28(2016)年度以前の数字に戻り、V 字回復を成し遂げたが、31(2019)年度も引き続き定員を充足することができた。今後もこの傾向を堅持するように努めたい。

平成 27(2015)年春と平成 28(2016)年夏にインターネット上にアップをされた本学に対する中傷を旨とするブログの影響が大きいことは、再三にわたって指摘されてきた。このブログへの対応について、SEO (Search Engine Optimization) 対策(検索エンジン最適化)を施し、一定の成果を上げた。ただし、依然として中傷誹謗のブログは、残存している。しかし、本学は平成 30(2018)、31(2019)年度と 2 年連続して入学定員を充足しており、中傷ブログが指摘しているような傾向は、事実上根拠を失っている。今後は残存する過去ブログをより低位に押し込むために、むしろ本学の情報をホームページや SNS を通じて積極的に発信することとする。

資料請求者とイベント参加者数の推移は、次表の通りとなっている。

【年度比較】資料請求者・イベント参加者・志願者・入学者

	イベント参加数	志願者数	入学者数(編入除)	資料請求者数
4期(H26)2014	371	229	124	8,668
5期(H27)2015	439	199	112	9,577
6期(H28)2016	445	119	69	10,804
7期(H29)2017	450	140	90	11,625
8期(H30)2018	476	198	129	10,893
9期(H31,R1)2019	469	251	130	11,762



(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

平成 30(2018)年度入試では、外国人留学生の入学者数が大幅に増えた。この急激な外国人留学生増加により、教育現場には様々な問題が波及し、それに対処することが喫緊の課題となっていた。まず、在学している留学生に対してはよりきめ細やかな対応が必要となることから、「国際交流センター」内に「留学生支援部門」を設け、教職員協働体制のもとで、留学生の日本語サポート・生活サポートの助言を行っている。

一方、日本人学生の募集状況も改善しているとはいえ、依然として楽観を許さないものがある。これらの問題を解決するために、これまでに積み上げてきたものを継続しながら、以下の通り改善を試みる。

- ① AO 入学試験の第一区分を、「映像表現」、「身体表現」、「文章表現」の三本柱とする。特に AO 入試「文章表現」では、将来映画の原作を書いたり脚本を書いたりすることを志望する層（文章系）を掘り起こし、志願者として取り込むことを期待している。
- ② 外国人留学生については、単純に学生数を増やすことなく、いかに良質な志願者を集めるかが課題である。そのために、入試内容の再検討を行い、適正な難易度の日本語試験を課すように努めている。さらに、優良な日本語学校と指定校推薦の取り決めを交わすことに継続して取り組んでいる。平成 31(2019)年度入試では、13 法人に及ぶ日本語学校と指定校の取り決めを交わしている。
- ③ 同様に日本人の高校生を一定数確保するには、指定校推薦を活用するように働きかけることが重要である。平成 31(2019)年度は、5 校と指定校が増えた。今後もこの活動を継続する。
- ④ 合格が決定し、手続きが完了した者に対して行う「入学準備プログラム」(高大接続活動)を、平成 30(2018)年度から、本学自前のプログラムに戻して行い、さらに留学生の合格者にまで拡大し、留学生入学予定者のためのワークショップを 3 回行った。その効果があって、留学生は入学後スムーズに大学生活に馴染めるようになった。本年度もこれを継続して行う予定である。
- ⑤ これまでの入試イベント等の参加履歴や資料請求等の接触履歴を分析し、一人ひとりの受験生との円滑なコミュニケーションを図り、相互関係を通じて出願に結びつけるよう努力する。
- ⑥ これまで、「アクセス・デイ(大学の授業体験)」への参加が、大きく受験志願につながっていた。しかし、カリキュラム改革に伴い、土曜日に「アクセス・デイ」向けの適切な授業がなく、平成 30(2018)年度は毎回のように特別授業を設定するようになっていた。あくまでも通常の授業を体験してもらおうという「アクセス・デイ」の趣旨からすると、これは本末転倒である。今後も適切な授業のある時期に「アクセス・デイ」を行うことは、学生募集上意味のあることであるが、「アクセス・デイ」の回数は縮小せざるを得ない。
- ⑦ 在学生在が高校生と新百合ヶ丘校舎・大教室の大スクリーンで映画作品を鑑賞する「高校生のための映画上映会」を年に 4 回開催し、鑑賞後に意見交換する場を提供することで、映画学に対する興味喚起を醸成させる。平成 30(2018)年度からこれを正式な入試イベントに組み込んだ。今後「アクセス・デイ」に代わって、学生募集のための重要な柱になることが期待される。
- ⑧ 入学者アンケートの結果を分析し、入学に影響を与えた人物や媒体、入学に決め手となった本学の魅力、本学に対する期待度等を把握する。また、その結果について教職員に情報共有を図るとともに、本学の強みを積極的にアピールし、学生募集に生かしていく。
- ⑨ 「オープンキャンパス」を、本学独自の授業内容の紹介や、在学生の活動（作品制

作)を広く紹介する場として考える。本学の修学の実質的な成果である卒業制作作品を上映・紹介する。平成 29(2017)年度及び平成 30(2018)年度の「オープンキャンパス」で実際にこれを行っている。今後も継続して実施したい。

- ⑩ 従来、映画作りの現場への人的な供給という使命を担ってきた本学であるが、昨今の受験生の志向の多様化を考慮して、映画や映像以外の分野に関心を持った受験生にも対象を広げ、出来る限り広い層に本学をアピールする。

2-2 学修支援

《2-2 の視点》

2-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

・教職員協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制

教育課程についての諸問題を扱う「教務委員会」と、学生についての諸問題を扱う「学生委員会」で出された授業現場からの意見を集約して、学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制の検討を行っている。両委員会は教員と学生支援部職員によって構成されており、教職員の協働体制が整備されている。

・障がいのある学生への配慮

平成 28(2016)年 11 月より、障がいのある学生に対して個別に支援する体制として、「配慮願」の書式を整備し、運用を開始した(平成 28(2016)年 11 月学生委員会・教授会決定)。学生・保護者から個別の相談を受け、面談の後に状況に応じて「配慮願」を受理、「学生委員会」に於いて具体的な支援の方策を決定した後、授業担当教員に配慮文によって通知し、支援を行う。支援開始後も随時内容の検証と見直しを行い、個々の事情に応じた適切な支援となるよう努める。学生・保護者からの依頼を受けて進めることが原則だが、不安を抱えている学生に対してはこうした制度があることを伝えている。これまでのところ実際の運用事例はない。

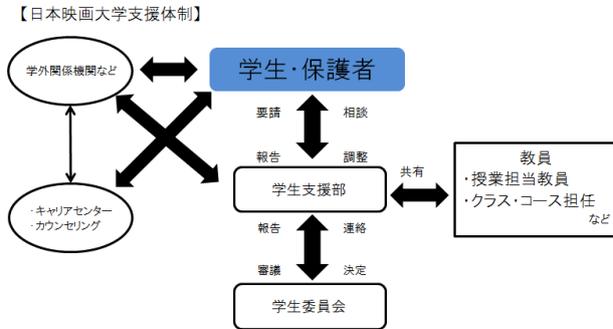
配慮願

学籍番号	E		姓	
指導教員(担任)				
住所	〒 -			
電話番号				
障害、疾病について	障害者手帳などの有無	有 無 身体(級)・精神(級)・その他()		
	疾病名			
	現在の状況			
修学上困難となること				
必要な支援内容(今まで受けてきた配慮を含む)				

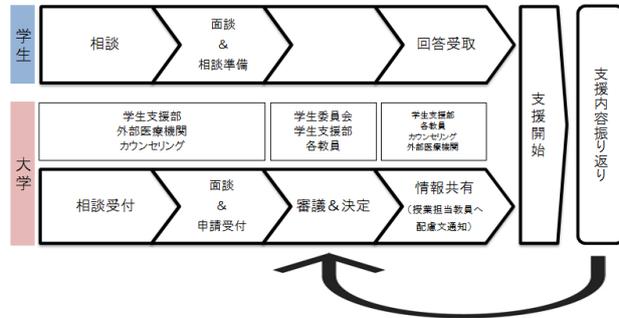
上記のように、支援を申請いたします。

本人署名 _____ 印

学生支援の流れ～配慮願を用いた方法～



【運用フロー】



※大学記入欄	【席の場所などハード面の配慮】
対応内容	【授業内での対応の配慮などソフト面の配慮】(例: 人前での発表は避けるetc)

学部長	学生委員長	学生支援部長	受付
/	/	/	/

・ オフィスアワー制度

平成 23(2011)年 10 月よりオフィスアワー制度を全学的に実施している。オフィスアワーの時間帯以外にも、学生が希望する教員に直接メールでアポイントをとって相談できる体制をとっている。学生にはその旨を周知し、全専任教員のメールアドレスを公開している。本学は小規模の大学であり、教員と学生との距離が極めて近く、日常的にコミュニケーションをとることのできる環境にある。このような利点を活かすためには、時間帯を固定するだけでなく、必要に応じて随時相談に応じる現在の体制が有効であると考えている。

実際の状況を見ると、1年次生は担任教員、2～3年次生はコース担当教員、4年次生は卒業制作・卒業論文を指導する教員との関係が特に密接であり、相談体制は有効に機能していると言える。

平成30年度前期 オフィスアワー担当教員コマ表

	月	火	水	木	金	土
1限						
2限					伊津野	11:00~12:00
昼休み			高橋	石坂・関川	韓	田辺
3限					大友	
4限			大澤	16:10~17:00		
5限						
6限						

平成30年5月1日より、上記時間帯に各先生方のオフィスアワーを設定します。

各先生方は白山校舎研究室に待機していますので、相談のある学生は連絡を取って面談を申し込んでください。また、上記の時間以外での面談やコマ表に記載されていない先生方への面談を希望する場合は、従来どおり下記のメールアドレスに連絡を入れアポイントを取ってください。

石坂健治	ishizaka@eiga.ac.jp	阿部互英	abe@eiga.ac.jp
大友りお	otomo@eiga.ac.jp	緒方明	ogata@eiga.ac.jp
関川夏央	sekikawa@eiga.ac.jp	弦巻裕	tsurumaki@eiga.ac.jp
高橋世織	seori@eiga.ac.jp	天願大介	tengan@eiga.ac.jp
伊津野知多	izuno@eiga.ac.jp	中原俊	nakahara@eiga.ac.jp
大澤信亮	osawa@eiga.ac.jp	安岡卓治	yasus@eiga.ac.jp
韓東賢	han@eiga.ac.jp	熊澤誓人	kumazawa@eiga.ac.jp
田辺秋守	tanabe@eiga.ac.jp	斎藤久志	saito@eiga.ac.jp
		さのてつろう	sano@eiga.ac.jp
		細野辰興	thosono@eiga.ac.jp
		若林大介	waka@eiga.ac.jp

平成30年度後期 オフィスアワー担当教員コマ表

	月	火	水	木	金	土
1限						
2限						
昼休み	大友		田辺	石坂・関川・大澤	ハン	
3限						
4限					高橋	
5限			伊津野			
6限						

平成30年11月1日より、上記時間帯に各先生方のオフィスアワーを設定します。

各先生方は白山校舎研究室に待機していますので、相談のある学生は連絡を取って面談を申し込んでください。また、上記の時間以外での面談やコマ表に記載されていない先生方への面談を希望する場合は、従来どおり下記のメールアドレスに連絡を入れアポイントを取ってください。

石坂健治	ishizaka@eiga.ac.jp	阿部互英	abe@eiga.ac.jp
大友りお	otomo@eiga.ac.jp	緒方明	ogata@eiga.ac.jp
関川夏央	sekikawa@eiga.ac.jp	弦巻裕	tsurumaki@eiga.ac.jp
高橋世織	seori@eiga.ac.jp	天願大介	tengan@eiga.ac.jp
伊津野知多	izuno@eiga.ac.jp	中原俊	nakahara@eiga.ac.jp
大澤信亮	osawa@eiga.ac.jp	安岡卓治	yasus@eiga.ac.jp
韓東賢	han@eiga.ac.jp	熊澤誓人	kumazawa@eiga.ac.jp
田辺秋守	tanabe@eiga.ac.jp	斎藤久志	saito@eiga.ac.jp
		さのてつろう	sano@eiga.ac.jp
		細野辰興	thosono@eiga.ac.jp
		若林大介	waka@eiga.ac.jp

・中途退学者、停学者及び留年者への対応策

中途退学者や留年者、またその可能性がある学生に対しては、以下に記すように個々の状態に応じて適切な窓口から情報を収集し、対応策を検討している。教職員が一体となって個々の問題解決への助言を行うことで、修学状況の改善と中途退学や留年の予防に努め

ている。なお開学から現在まで、停学者はいない。

クラス担任やコース担当教員と学年やコースごとに担当者の決まった学生支援部職員が連携し、学生一人ひとりの状況を把握する体制を整備している。平成29(2017)年度から増加した留学生に対しては、「国際交流センター」内に「留学生支援部門」を設け、留学生支援の専門家を含む担当教員と担当職員が連携して対応している。

精神的な問題で学修困難となっている学生に関しては、教員・職員に加え、非常勤のカウンセラーと連携し、問題解決に取り組んでいる。また経済的な問題で学修困難となっている学生への対応策としては、「学費延納・分納制度」に加え、「各種奨学金制度」及び「授業料減免制度」を充実させた。

また、卒業要件不足で卒業延期(留年)となる可能性を早期に発見し、適切な履修指導を行うための体制を整備している。4年間での卒業が不可能となった学生及びその可能性の高い学生に対しては、コース担当教員と学生支援部職員が面談し、状況の確認と今後の修学に向けての助言を行っている。あわせて保証人宛に文書で状況を説明し、保証人の希望があれば相談に応じる旨を伝えている。これは第1期生が4年次生となった平成26(2014)年4月から実施している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援の充実

本学の学生は学部生のみであるため、大学院生を対象とする TA 制度はない。平成25(2013)年度に、専門的な知識と技術を身につけた3年次生・4年次生を SA(Student Assistant)として授業補助、授業支援に活用する体制を整備し、運用している。SAは学生にとって身近なロールモデルであり、また後輩に教えることがSA自身の知識と技術の復習となることから、特に映画制作の演習・実習授業に於いて学びを深める効果が上がっている。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

本学は、教員、職員、学生間の距離が近いという小規模大学の利点を活かし、教員間、教員・職員間、教員・学生間、職員・学生間の多様な経路を通じて常時コミュニケーションをとりながら、現実に応じた支援策、対応策を講じている。学生一人ひとりに眼が届く現在の体制は有効に機能していると考え、この体制を維持しつつ、特に以下のポイントについて改善を続けていく。

・カリキュラムの検証

教員及び学生の意見をくみ上げて、授業の難易度や学生の理解度、授業支援体制の適切性を重点的に検証し、必要に応じて修正、改善策を講じる。平成27(2015)年度に「カリキュラム検討委員会」を設けてカリキュラムの検討に着手し、平成30(2018)年度入学生から新カリキュラムの運用を開始した。今後も引き続き「教務委員会」、「FD(Faculty Development)委員会」を中心にカリキュラムの検証を行っていく。

・休学者・中途退学者・留年者の減少のための方策

個々の学生の授業への取り組み状況、欠席状況、成績等をクラス担任やコース担当教員、

学生支援部職員が把握し、情報共有する。修学意欲が低下している学生や精神的に問題を抱えた学生に対しては、カウンセリング対策の強化を図り早期のケアを充実させる。また、学生自身が単位修得状況を把握し、適切な履修計画を立てられるよう履修指導を徹底する。留学生の修学状況の管理と支援体制もさらに充実させる。

2-3 キャリア支援

《2-3の視点》

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1年次から段階的に職業意識を養わせるため、教養科目に「キャリア・サポート」科目を2科目設置している。この科目は、「キャリアサポートセンター」と連携して、卒業後の進路の自発的な選択へとつなげるものである。特に、1年次に於いては、映画・映像業界へのキャリア意識の形成に主眼におきながら、卒業後の進路に直結する専門コース選択への道筋となる講座としても位置づけている。また、やはり教養科目に「インターンシップ」科目を設置している。「キャリアサポートセンター」と連携して、授業課程外の単位認定されないインターンシップも含め、総合的な映画実践能力を養うために積極的な参加を勧めている。

・教育課程外の社会的・職業的自立に関する指導のための体制

学生の進路希望動向及び就職活動状況の調査に基づいた「キャリア・カウンセリング」や「就職ガイダンス」を定期的実施し、教育課程内でのキャリア教育を補っている。

また、平成30(2018)年8月に、外国人留学生対象の就職ガイダンスを行い、日本での就職活動や企業の採用判断基準などへの理解を促した。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

・教育課程内の社会的・職業的自立に関する指導に関して

就職活動日程が流動化するなか、「キャリア教育科目」を平成27(2015)年度より1年次、3年次の節目となる段階での配置に見直すことで、刻々と変化する状況に柔軟に対応している。また、映画・映像業界の第一線で活躍する方々を招いた授業を展開することで、業界の最新の動向を学生に伝達、さらなる職業意識の向上と就業への積極的なアプローチを促すよう、「キャリアサポートセンター」を中心とした指導を行っていく。

・教育課程外の社会的・職業的自立に関する指導のための体制に関して

映画づくりの現場以外で映画・映像に関わる仕事等、学生の希望動向に即した幅広い就

職情報の開拓が課題である。こうした領域の情報収集を強化するほか、全学生を対象に担当講師による個別の面談を行い学生の希望や就職に関する現状を適切に把握し、一元的に管理してフィードバックできる体制を整えていく。なお、学生の中にはフリーランス希望者も多いことから、このようなニーズへの支援方法の検討も進める。

また、就職活動が原因で精神的にも不安定な状態に陥るケースが見られるため、平成27(2015)年度からキャリア・カウンセラーと心理カウンセラーの個別相談体制を拡充するなど、今後も「キャリアサポートセンター」を中心に、柔軟かつ多角的な支援体制を整備していく。

・外国人留学生の就職支援体制に関して

映画・映像に関わる仕事はもちろん、一般的な企業への就職も含め日本国内に就職を希望する外国人留学生の就職支援体制として、早期に外国人留学生へ進路希望調査のアンケートを行い、国内就職希望と現状の理解度や課題を把握していく。

キャリアサポートセンターから定期的な就職情報の提供と、キャリアカウンセリングや個別面談で個別のフォローアップを行っていく。

2-4 学生サービス

《2-4の視点》

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

・学生サービス、厚生補導のための組織

学生生活全般に関わる学生支援サービスは、総合窓口である「学生支援部」が担っている。

また、「教授会」の元で構成される各種委員会の一つとしての「学生委員会」は、教員だけでなく学生支援部長が構成員として参加し、教職員による協働体制が組まれている。「学生委員会」では、学生生活全般に関わる案件について情報を共有し、討議・審議を行い、厚生補導に関しての適切な対応を行っている。

・経済的支援

日本映画大学における奨学金・授業料減免制度は次表の通りである。平成28(2016)年度に奨学金及び授業料減免制度の新設、拡充を行い、さらなる経済的支援を図った。

日本映画大学

名 称	対象者	人数	給付(減免)額
今村昌平記念奨学金制度(給付)	3 年次終了時における学業成績優秀者 (4 年次生)	5 名以内	4 年次の学費全額相当額 (158 万円)
	上記に準ずる者	若干名	4 年次の学費半額相当額 (79 万円)
修学支援奨学金制度(給付) 【平成 28(2016)年度拡充・改善】	経済的理由による学費納入困難者 (1～4 年次生)	約 20 名	授業料半額 (50 万円) 申請は原則 1 回
成績優秀者に対する授業料減免制度(減免)	一般入学試験 A 日程における成績優秀者 (1 年次生)	5 名以内	授業料全額 (100 万円)
	前年次終了時における成績優秀者 (2 年次生及び 3 年次生)	若干名	授業料半額 (50 万円)
	4 年次生	今村昌平記念奨学金制度を適用	
自宅外通学支援奨学金制度(給付) 【平成 28(2016)年度新設】	入学者のうち自宅外通学者 (1 年次生及び編入学初年度生)	約 50 名	年額 30 万円 申請は 1 回のみ
社会人学生奨学金制度(給付) 【平成 28(2016)年度新設】	社会人入学試験の入学者 (1～4 年次生)	10 名程度	年額 30 万円 何度でも申請可
私費外国人留学生授業料減免制度(減免)【平成 28(2016)年度新設】	「留学」の在留資格を有する私費外国人留学生 (1～4 年次生)	該当者	年額 15 万円 何度でも申請可

この他、外国人留学生に対しては、留学生を対象とした外部奨学金の紹介と申請を行っている。

また、経済的支援の一環として、平成 25(2013)年 4 月から SA 制度を導入している。

・課外活動支援

平成 26(2014)年度に学生自治組織である「日本映画大学学友会」が発足後、地域活動として「地域上映会」を行うなどの課外活動をしており、「学生委員会」と「学生支援部」で支援と指導を行っている。

・健康相談、心的支援、生活相談等

1 年次生は、1 クラス約 20 人に対して 1 人の教員を配するクラス担任制としており、大学生活に不慣れな初年次生の個別相談に応じる体制は充実している。2 年次生、3 年次生については、各専門コースの担当教員が個別の相談に応じる体制をとっている。また、オフィスアワー制度により、すべての専任教員が希望する学生の相談に応じる体制を整備している。

長期授業欠席等、状況が心配される学生については、クラス担任、コース担当教員、学

生委員長と学生支援部長、学生支援部職員が連携し、随時学生や保護者に対応している。

心的支援については、平成 27(2015)年度からカウンセラーを二人に増員し、カウンセリングの実施日を増やすとともに、白山校舎の「学生相談室」を整備して支援の充実を図っている。心的支援を必要とする学生については、クラス担任・各専門コースの担当教員をはじめとする教員と学生支援部職員が連携して状況を把握し、必要に応じてカウンセリングに誘導している。また教員が担当する学生への適切な対応についてカウンセラーに相談するなど、教員・職員・カウンセラー三者の協同体制で支援を行っている。

平成 29(2017)年度から増加した外国人留学生に対しては、「国際交流センター」内に設けた「留学生支援部門」の担当教職員が日本での生活、修学、語学力の向上等について支援を行い、クラス担任やコース担当教員と連携して個人に目が届く体制を整備している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、グループで映画制作をする活動を正課内で絶えず行っているためか、課外活動が活発でない傾向がある。各非公認サークルの活動に継続性を持たせることや、サークルの構成人員・組織・会計を明瞭化させる等の指導を「学生委員会」と「学生支援部」が連携して行い、学生たちが主体的に運営する大学公認サークルの育成を支援することに努める。

2-5 教育環境の整備

《2-5 の視点》

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校舎は新百合ヶ丘校舎と白山校舎があり、両校舎合わせた校地面積は 18,502.49 m²（大学設置基準上必要な校地面積 5,150 m²）、校舎面積は 7,740.65 m²（大学設置基準上必要な校舎面積 5,696 m²）であり「大学設置基準」を満たしている。

新百合ヶ丘校舎については、小田急線新百合ヶ丘駅北口から徒歩 1 分程の場所に位置し、映画制作に必要な充実したポストプロダクション設備を整備している。

白山校舎は、小田急線新百合ヶ丘駅からバスで 5 分程の場所に位置する。平成 22(2010)年 12 月に竣工（市立小学校校舎を改修）した校舎は、明るく清潔感があり、快適な空間を提供している。また、図書館、情報処理室を兼ねる語学学修室、「今村昌平記念スタジオ」（撮影スタジオ）などが適切に整備され、教育活動に有効活用されている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習施設として「今村昌平記念スタジオ」があり、本格的な撮影にも対応できる施設となっていて、実践的な撮影実習を行っている。

本学の附属図書館については、「日本映画大学附属図書館規程」「日本映画大学附属図書館利用規程」に則り適切に管理・運営されている。

また、学術情報に関するデータベースを整備し、教育研究環境の充実を図っている。データベースに関する一覧は次の通りである。

電子書籍	NetLibrary – 簡易検索
	浪漫堂シナリオ文庫
電子ジャーナル	Feminist Media Studies
	Film Quarterly
	New Review of Film and Television Studies
	Quarterly Review of Film and Video
	CINEMA TECHNOLOGY
データベース	Film Indexes Online
	Web OYA-bunko (大宅文庫：雑誌記事検索)
	ジャパナレッジ プラス (百科事典その他)
	聞蔵II ビジュアル (朝日新聞記事検索)
	20 世紀メディア情報データベース 占領期の雑誌・新聞情報 1945-1949 (GHQ 占領期の新聞、雑誌記事検索)

なお、施設・設備に対する学生の意見等は、FD 委員会が実施している聞き取り調査や、「自己点検・評価委員会」が実施している「学生満足度調査」で確認している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設設備の利便性

白山校舎については、エレベーター、多目的トイレ及びエントランスのスロープなどを整備しバリアフリーに配慮している。新百合ヶ丘校舎については、多目的トイレやエントランスのスロープなどを整備し、十分とは言えないがバリアフリーに配慮している。

【白山校舎バリアフリー設備】



撮影スタジオ障害者用通路



障害者専用駐車スペース



車椅子用通路



エレベーター



多目的トイレ（車椅子マーク）



多目的トイレ内部

【新百合ヶ丘校舎バリアフリー設備】



車椅子用スロープ



多目的トイレ（車椅子マーク）



多目的トイレ内部

加えて白山校舎は、川崎市の指定避難場所として災害時に備えての備蓄品を川崎市と協力して体育館に整備し、災害への対策を日頃から心掛けている。

白山校舎は、平成 22(2010)年 12 月に竣工（改修）した耐震基準に適合している建物であり、安全性は確保されている。また、新百合ヶ丘校舎については、新耐震基準（昭和 56（1981）年）に適合しており、安全性は確保されている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

学生が主体的・効果的に学修ができるよう、1 年次生はクラス制（1 クラス約 20 人）、2 年次からは 3 つの系・8 つの専門コースを設け、学生のニーズに合わせた少人数教育を実施している。さらに演習系の授業は複数の教員が携わることによって、学生一人ひとりに対してきめ細やかな指導やフォローアップができる体制を整えており、教育効果の上がる適切な授業運営がなされている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

大学の校地や校舎は、「大学設置基準」を十分に満たしている。教育研究活動に必要な施設・設備は適切に整備され、かつ有効に活用されている。附属図書館の蔵書や DVD 資料に関しては、図書・資料等のさらなる充実とともに、学生の意見等を聴取しつつ教育環境の改善・充実を図るよう努めていく。また、新百合ヶ丘校舎におけるバリアフリーについては、充実するよう検討する。

授業を行う学生数に関しては、今後も少人数教育を実践し、学生一人ひとりに対してきめ細やかな指導やフォローアップができる体制を維持していく。

2-6 学生の意見・要望への対応

《2-6の視点》

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「FD 委員会」が行っている「学生授業アンケート調査」や「自己点検・評価委員会」が行っている「学生満足度調査」、平成 27(2015)年度から「企画戦略室」が実施している「学修状況実態・行動調査(学修行動及び学修成果の把握)」などを活用し、学生の意見・要望を把握している。これらの調査結果を「FD 委員会」や「教務委員会」、「自己点検・評価委員会」で検討した上で「教授会」に於いて共有し、学修支援体制の改善に役立てている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

オフィスアワー以外にもクラス担任やコース担当教員は定期的に担当する学生と面談を行い、個々の健康状態や経済状況、学生生活全般に関する相談に応じている。面談にはその学年やコースを担当する学生支援部の職員が立ち会うことも多く、教員と職員が連携して学生の意見・要望を把握する機会と回路が多数確保されている。得られた意見・要望を、内容に応じて「学生委員会」、「教務委員会」、「FD 委員会」、「総務委員会」で検討した上で「教授会」に於いて共有し、学生サービスの改善・向上のために活用している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

FD 委員長が各コースの学生に対して、授業や設備、学生支援全般に関する対面での「学生ヒアリング調査」を行っている。ここで聴取した学生からの意見・要望を「FD 委員会」で検討した上で「教授会」で共有し、学修環境の改善に役立てている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

小規模大学の強みを活かして学生の声を様々な回路から聴取する仕組みは整備できているが、くみ上げた意見・要望の分析と対応速度には改善の余地がある。原因の分析と対応の優先順位の決定、具体的な対応までのスピードアップを図り、より充実した学修環境と学生支援体制を整備するよう努める。

【基準2の自己評価】

教育目的を踏まえた「アドミッション・ポリシー」の策定と周知を行い、「アドミッション・ポリシー」に沿った入学者受入れの実施と検証をするとともに、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。

また、学修支援に関しては、教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制を整備し、SAの活用による学修支援の充実も図っている。

さらに、「キャリアサポートセンター」が教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導を行い、インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備して、就職に対する相談・助言を行っている。

学生サービスについては、厚生補導のための組織として「学生委員会」、「学生支援部」が中心となり、奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行い、学生の課外活動への支援も実施している。また、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談なども適切に行っている。

教育環境の整備としては、校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理を行い、実習施設、図書館等も有効に活用されている。また、バリアフリーをはじめとする施設設備の利便性についても配慮している。

学生の意見・要望への対応としては、学生への学修支援と学生サービスに対する学生の意見等をくみ上げるシステムを適切に整備し、学生支援と学生サービスの改善に反映している。さらに、施設・設備に対する学生の意見等をくみ上げるシステムも整備し、施設・設備の改善に役立っている。

以上のことから、基準2の要件は満たされているものと評価できる。

基準3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

《3-1の視点》

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

「学則」に定めた教育目的に基づいて「ディプロマ・ポリシー」を策定し、「学生便覧」、「シラバス」、「学生募集要項」、大学ホームページに掲載して周知している。

ディプロマ・ポリシー

日本映画大学は、以下の要件を満たした学生に、映画学士の学位を授与します。

- 1) 映画制作の技術の実践的な体得。
- 2) 映像文化の歴史の理論的な理解。
- 3) 社会に貢献するための教養と人格。
- 4) 他者ととともに問題解決に臨む姿勢。
- 5) 所定の卒業必要単位の修得。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位の認定及び進級、卒業認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、「学則」及び「日本映画大学履修規程」に於いて定めた基準に基づき、「教務委員会」及び「教授会」での審議を経てなされる。単位認定基準、卒業認定基準は「学生便覧」に明記している。また4月のガイダンスでは「履修ガイド」を配付し、3つのポリシー、履修と単位修得のためのルール、進級の基準、卒業要件について全学年に説明している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

成績評価の基準は次表の通りであり、評価SからCまでが単位認定される。この基準は「学生便覧」に明記している。

評 点	合格(単位認定)					不合格
	100~90	89~80	79~70	69~60	認 定	59以下
評 価	S	A	B	C	N	F
成績通知書表示	S	A	B	C	N	F
成績証明書表示	S	A	B	C	N	表示無

- ・ 本学入学前に他大学や専修学校等で修得した単位の認定は60単位を上限とする。
単位のみの認定とし、成績評価は「N」と表示する。
- ・ 学生が授業担当教員に対し成績評価を確認する機会を設けている。

・進級基準

修得単位数やGPA(Grade Point Average)値による進級基準は設けていないが、必修科目及び専門科目の選択必修科目が不合格になった場合は原則として進級できない。「教務委員会」に於いて審議した上で原級留置としている。

・卒業認定基準

本学の卒業要件は次表の通りである。この基準は「学生便覧」、「シラバス」に明記している。

2018年度以降入学者

コース	区分		必修	選択必修	選択	
全コース共通	教養科目	基幹	12	—	—	
		映画史科目群	—	—	10 ※1	α
		映画文化科目群				
		文学・芸術科目群				
		歴史・社会科学科目群				
	コミュニケーション科目群					
	基礎科目	14	—	—		
専門基礎科目	—	4 ※2	β			
専門科目	—	46	—			
※1 「各群から1科目、合計10単位」以上を選択。10単位を超えた分はαに組み入れられる。			26	50	10	α+β=38
※2 「2科目、合計4単位」以上を選択。4単位を超えた分は選択科目(β)に組み入れられる。					48	
卒業必要単位合計 124 単位						

2016年度以降入学者

専攻コース	区分		必修	選択必修	選択	
全コース共通	教養科目	基幹	12	—	—	
		A群	—	—	20 ※1	α
		B群				
		C群				
		D群				
	E群					
	基礎科目	創作系	20	—		
	理論系	—	—			
専門基礎科目	創作系	—	4 ※2			
	理論系	—	—			
演出コース	専門科目	創作系 理論系	—	42	—	β
脚本コース			32	46	20	α+β=26 ※3
身体表現・俳優コース					46	
卒業必要単位合計 124 単位						
撮影照明コース	専門科目	創作系 理論系	—	38	4 ※4	β
録音コース						
編集コース						
ドキュメンタリーコース						
映画・映像文化コース						
※1 「A～Eの各群から1科目10単位」+「群を問わず10単位」の合計20単位以上を選択。20単位を超えた分は【α】に組み入れられる。			32	42	24	α+β=26 ※3
※2 進みたいコース関連科目を含め2科目以上選択。2科目を超えた分は【α】に組み入れられる。					50	
※3 【α】と【β】の単位数の振り分けはない。合計して26単位以上。			卒業必要単位合計 124 単位			
※4 4単位を超えた分は【β】に組み入れられる。						

2011～2015年度入学者

数字：単位数

専門コース	区分		必修	選択必修	選択	
全コース共通	教養科目	基幹	12	—	20 ※1	α
		A群				
		B群				
		C群				
		D群				
	基礎科目	創作系	20	—		
		理論系	—			
専門基礎科目	創作系	—	4 ※2			
	理論系					

脚本演出コース	専門科目	創作系 理論系	—	42	—	β
			32	46	20	α+β=26 ※3
			卒業必要単位合計 124 単位			

撮影照明コース	専門科目	創作系 理論系	—	38	4 ※4	β
録音コース						
編集コース						
ドキュメンタリーコース						
理論コース (2011～2014年度入学者)						
映画・映像文化コース (2015年度入学者)						
			32	42	24	α+β=26 ※3
			卒業必要単位合計 124 単位			

※1 【2013～2015年度入学者】「A～Eの各群から1科目10単位」+「群を問わず10単位」の合計20単位以上を選択。
 【2011・2012年度入学者】A～Eの各群からそれぞれ2科目20単位以上を選択。
 20単位を超えた分は【α】に組み入れられる。
 ※2 進みたいコース関連科目を含め2科目以上選択。
 ※3 【α】と【β】の単位数の振り分けはない。合計して26単位以上。
 ※4 4単位を超えた分は【β】に組み入れられる。

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

単位認定及び卒業認定基準については今後も厳正な適用を続ける。進級基準については、GPA 値や総修得単位数による基準を設けることの妥当性について「教務委員会」に於いて検討していく。

卒業要件不足による留年者が増加傾向にある状況を踏まえ、卒業認定基準についての説明と履修指導をさらに徹底する。

3-2 教育課程及び教授方法

《3-2 の視点》

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

「学則」に定めた教育目的に基づいて「カリキュラム・ポリシー」を策定し、「学生便覧」、「シラバス」、「学生募集要項」、大学ホームページに掲載して周知している。

平成 30(2018)年度入学生から新カリキュラムを開始したことに伴い、新カリキュラムに対応する「カリキュラム・ポリシー」を新たに策定した。

カリキュラム・ポリシー

※平成 30(2018)年度入学生から適用

日本映画大学は、以下の科目構成によって、映画制作の技術を実践的に体得し、映像文化の歴史を理論的に理解し、社会に貢献する教養と人格を身に付けた学生を育成します。

- 1) 教養科目……映像文化の歴史を知り、映像を読み解くための基礎的な学力を身につける。同時に、映画にとどまらず広く社会一般を洞察する力を養う。
- 2) 基礎科目……演習を通して映画制作の基礎的な知識と技術を学ぶ。
- 3) 専門基礎科目……各コースの基礎を学ぶとともに、専門科目で修得する知識や技術をさらに発展させるための力を身につける。
- 4) 専門科目……各コースに分かれて専門性を究めるとともに、他のコースと合同で課題に取り組むことでチームワークの重要性を理解し、コミュニケーション能力の向上を図る。
- 5) 4年間の学びの集大成として、卒業制作に取り組む。社会との関わりを持つため、成果の公表まで学生の手で行う。

カリキュラム・ポリシー

※平成 29(2017)年度入学生まで適用

日本映画大学は、以下の科目構成によって、映画制作の技術を実践的に体得し、映像文化の歴史を理論的に理解し、社会に貢献する教養と人格を身に付けた学生を育成します。

- 1) 教養科目……映画にとどまらず広く社会一般を洞察する力を養う。(4年間通年)
- 2) 基礎科目……演習を通して映画制作の基礎的な知識と技術を学ぶ。同時に、映像文化の歴史を知り、映像を読み解くための基礎的な学力を身に付ける。(2年次前期まで)
- 3) 専門基礎科目……各コース(演出、脚本、撮影照明、録音、編集、ドキュメンタリー、映画・映像文化、身体表現・俳優)の基礎を学び、適性や進路にふさわしいコースを選ぶ。(2年次前期)
- 4) 専門科目……各コースに分かれて専門性を究める。(2年次後期より)
- 5) 4年間の学びの集大成として、卒業制作、卒業シナリオ、卒業論文のいずれかに取り組む。社会との関わりを持つため、成果の公表まで学生の手で行う。(4年次)

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

「映画制作の技術の実践的な体得」、「映像文化の歴史の理論的な理解」、「社会に貢献するための教養と人格」の形成を目的とするという教育方針を、「カリキュラム・ポリシー」と「ディプロマ・ポリシー」の両方に明記している。また、すべての科目区分に於いてグループでの創作活動を課す科目を必修・選択必修としており、「他者ととともに問題解決に臨む姿勢」を養う教育内容となっている。このように「カリキュラム・ポリシー」と「ディプロマ・ポリシー」の一貫性は確保されており、育成する学生像に向けたカリキュラム編成がなされている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

・旧カリキュラム

平成 29(2017)年度入学生まで適用される旧カリキュラムでは、「カリキュラム・ポリシー」に掲げる「映画制作の技術の実践的な体得」と、「映像文化の歴史の理論的な理解」という2つの教育目的に即して授業科目を「創作系」と「理論系」とに分け、科目の性格を明確にしている。「創作系」の演習型科目と「理論系」の座学科目が有機的に連動し、実践と理論のバランスのとれた知を身につけられるようカリキュラムを編成している。また「基礎科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」を段階的に配置し、知識と技術を適切な時期に修得できるよう体系的に科目を配当している。「社会に貢献する教養と人格」を涵養する「教養科目」は、1年次必修の初年次教育科目と、学生の興味に応じて適切な時期に履修できる複数年次配当の科目で構成している。

・新カリキュラム

平成 23(2011)年の開学時から、学修意欲や映画に関する興味等の面で学生の状況は変化している。また外国人留学生の増加に伴う環境の変化も進んでいる。こうした変化に対応するため、平成 27(2015)年度より「カリキュラム検討委員会」を組織し、「教務委員会」及び「FD委員会」における課題の精査や論点整理をもとに、新カリキュラムの編成方針を検討してきた。平成 29(2017)年度から新カリキュラムへの移行に向けたカリキュラム変更を順次行い、平成 30(2018)年度入学生より新カリキュラムの運用を開始した。

新カリキュラムでは、「映画制作の技術の実践的な体得」と、「映像文化の歴史の理論的な理解」をより効果的に両立・融合することを目的として各科目区分の位置づけを見直し、上述の「カリキュラム・ポリシー」を新たに策定した。「教養科目」を大きく再編成したほか、「基礎科目」はすべて必修の演習科目とし、「専門基礎科目」を拡充して、各コースの基礎とともに専門的な学びを補うことのできる科目とした。また、「コース」より大きい「系」という枠組みを導入し、近接分野についての理解を深めるとともに段階的に専門的な学びに移行できるよう、コース選択の方法と時期を変更した。さらに、学生の変化に対応してコースの新設・廃止を行った。

旧カリキュラムでは2年次後期から「コース」に分かれていたが、新カリキュラムでは2年次前期にまず「演出系」、「技術系」、「文章系」の3つの「系」に分かれる。「技術系」に関してはこの時点で「撮影照明」、「録音」、「編集」コースのいずれかに所属が決まるが、それぞれの「専門科目」内で3コース合同の授業があり、近接分野について学びつつチー

ムワークを深められる教育内容となっている。「演出系」は、3年次から「ドキュメンタリー」、「身体表現・俳優」、「演出」のいずれか、「文章系」は「脚本」、「文芸」のいずれかに所属が決まるが、2年次は「系」ごとに合同で授業を行う。「系」、「コース」ごとに定められた選択必修科目が「専門科目」である。

また、映画制作の技術を実践的に学ぶ演習科目と、映像文化の歴史を理論的に学ぶ座学科目の開講期間を明確に区分する「ターム制」を導入している。これは各期を8週ごとの2つのタームに区切り、演習科目と座学科目を交互に配置することで効果的な技術と知識の修得を促す時間割編成上の工夫であり、平成30(2018)年度から全学年に適用している。

このように、旧カリキュラムの検証をふまえて設計された新カリキュラムでは、カリキュラム・ポリシーに沿った学びの体系性が強化されている。

3-2-④ 教養教育の実施

本学の「教養科目」は、「カリキュラム・ポリシー」に掲げるとおり、映画や映像文化のみならず広く社会一般を洞察する力を養うために設置されている。

平成29(2017)年度入学生まで適用される旧カリキュラムの「教養科目」は「基幹」群、A群（文化・芸術・思想）、B群（コミュニケーション・異文化理解）、C群（社会・歴史・地域）、D群（環境・技術・自然科学）、E群（こころと身体・健康・ライフスタイル）に分類されている。基幹群を除き複数年次配当の科目で4年間通じて履修可能である。

平成30(2018)年度入学生から適用される新カリキュラムでは、「教養科目」を再編成し、「基幹」群、「映画史」、「映画文化」、「文学・芸術」、「歴史・社会科学」、「コミュニケーション」の各科目群に分類した。専門コースに入ってから学修効果を高めるため、映画史及び映画文化に関する科目を拡充したこと、各科目の到達目標と難易度を明確にして配当年次を固定したことが大きな変更点である。これにより、カリキュラムの順次性と体系性は強化されたと考えている。

新旧両カリキュラムに於いて、「基幹」群は必修の初年次教育科目である。「スタートアップ演習」(4単位)、「人間総合研究」(8単位)の2科目で構成され、1年次前期に配当されている。「人間総合研究」は本学の教育の理念を象徴する科目であり、映画を学ぶ上での第一歩となる総合的な演習授業である。写真と音声素材でドキュメンタリー作品を制作するグループ・ワークを通して、人間と社会を洞察する力とチームワークを身につける。

教養教育を担当する組織は設けていないが、座学科目を担当する教員を中心に教養教育のあり方について議論・検討する場を設けている。そこで出された教養科目編成案を「カリキュラム検討委員会」及び「教務委員会」に於いて審議し、教養科目群の教育内容を決定している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

・アクティブ・ラーニング等、授業内容・教授方法の工夫

本学のカリキュラムの中心にある映画制作の演習科目は、グループでの創作活動を長期間にわたって行い最終的な作品発表まで到達するという、学生の主体的な学修を促す授業である。上述した初年次教育の「人間総合研究」から4年次の「卒業制作」まで、実践的な学修を繰り返すことで、知識と技術、コミュニケーション力を総合的に身につけること

ができるよう工夫している。また、座学科目に於いても、ディスカッションやプレゼンテーション、フィールドワークなど、グループで行うアクティブ・ラーニングが広く採り入れられている。

・外国人留学生のための教授方法の工夫

外国人留学生への教授方法の工夫を促進するため、平成 30(2018)年度より、「留学生支援部門」の担当教員が授業参観を行い、教員に対して個別に助言を行う取り組みを始めた。「国際交流センター」内に設置された「留学生支援部門」は、教員からの個別相談にも応じており、留学生特有の問題への理解の促進と教授方法の改善に成果を上げている。また、平成 30(2018)年度より「留学生支援部門」の担当教員が運営する「日本語サポートデスク」を開設し、外国人留学生の日本語力の向上と授業理解を支援する取り組みもあわせて行っている。

・教授方法の改善を進めるための組織体制の整備・運用

複数の教員が担当する演習科目については、関係する教員の会議で教育方法の検証及び改善方策を検討している。会議にはコース担当の学生支援部職員も参加して情報を共有するとともに、効果的な教育支援体制を検討している。こうした個々の授業科目についての検証や問題提起を受けて「教務委員会」ではカリキュラム全体の最適化について議論し、改善を図っている。「FD 委員会」では「学生授業アンケート調査」や「教員相互の授業参観」の実施と結果の教員へのフィードバックを通して、教授方法の改善を図っている。

・シラバスの整備

全科目についてシラバスを整備し、大学ホームページで公開している。シラバスには「履修条件」、「授業概要」、「到達目標」、「授業計画」、「授業外学修」、「教科書・主要参考書」、「評価方法」、「教員への連絡方法」の項目を設けている。「FD 委員会」が「シラバス作成要領」を整備し、各教員はこれに基づいてシラバスを作成する。提出されたシラバスは、学生支援部職員による 1 次点検、FD 委員長、教務委員長、学科長のいずれかによる 2 次点検を経て確定する。

・履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫

「日本映画大学履修規程」に於いて定められた基準に基づき、年度履修登録単位数の上限を全学年 46 単位に設定している。平成 28(2016)年度までは 50 単位であったが、単位制度の実質を保つという CAP 制の趣旨に鑑みて高い設定であることから、平成 28(2016)年度中に見直しを行い、全学年 46 単位に改め、「日本映画大学履修規程」を変更した。現在の上限単位数は平成 29(2017)年 4 月より、平成 27(2015)年度以降に入学した者に適用している。また、学生個々の状況に応じて適切な履修を促すため、GPA の値によって上限単位数を増減する措置を講じている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

・カリキュラムの検証

平成 30(2018)年度から開始した新カリキュラムの検証を行う。各コースの担当教員から意見を聴取し、「教務委員会」に於いてカリキュラム編成の適切性について検討する。

・授業内容・教授方法の改善

アクティブ・ラーニング型の授業の運用を効果的に行うための授業管理体制についてはまだ改善の余地がある。特に、貢献度の低い学生や修学意欲が低く欠席の多い学生への動機づけと、熱心な学生をさらに伸ばすための対策が課題である。「学生支援部」の職員と担当教員が連携して学生個々の生活環境や修学状況を把握し、意欲に格差のあるグループに対する授業運営を改善する取組みをより徹底させる。

「FD 委員会」では、「学生授業アンケート調査」や FD 委員長による「学生ヒアリング調査」、「教員相互の授業参観」の結果を検証し、教授方法のさらなる改善方策の検討を進める。また「留学生支援部門」による外国人留学生のための教授方法の開発、改善の取り組みも引き続き強化していく。

・シラバスの見直し

到達目標と成績評価の方法・基準の関係の明確化、授業科目の教育課程内の位置づけや水準の明確化を主な課題として、シラバスの項目や表記方法を見直す。「FD 委員会」、「教務委員会」を中心に、「アセスメント・ポリシー」の策定や科目ナンバリングの導入など、具体的な改善方法を検討していく。また、シラバスの作成方法に関する FD 等を実施し、教員の意識を高める。

3-3 学修成果の点検・評価

《3-3 の視点》

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では平成 24(2012)年度から、前期・後期に「学生授業アンケート調査」を実施している。平成 30(2018)年度も実施し、集計結果は担当教員にフィードバックを行い、「FD 委員会」では全ての結果を検討した。なお、平成 27(2015)年度後期の調査からは調査票及び集計結果表に以下の変更を行った。

- ① 調査票に「この授業はあなたにとって“映画力”が身につくものでしたか」という建学の理念、および三つのポリシーに照らした項目を設けた。

- ② 調査票に自由記述欄を設け、学生からの要望、アイデアを求めた。
- ③ 集計結果表については肯定回答率グラフを設けることで、各科目の結果が、理論系、創作系ごとの全体平均と比較し、どのくらいの位置にあるのかが判るようにした。

学生の学修状況に関しては、「企画戦略室」が平成 30(2018)年 7 月に第 3 回目の「学修状況実態・行動調査(学修行動及び学修成果の把握)」を行った。その結果について「FD 委員会」と「企画戦略室」との合同検討会議を開き、令和元(2019)年度も実施することを決定した。

本学では、「博物館学芸員」及び「社会教育主事」の資格取得課程を設置している。資格取得状況は、「教務委員会」に報告し、課程実施状況の点検をしている。平成 30 (2018)年度の「博物館学芸員」、「社会教育主事」の資格取得者はともに 0 人であった。近年、資格取得希望者がいない状況が続いていることを鑑み、令和元(2019)年度より、「博物館学芸員」及び「社会教育主事」資格取得課程の新規募集停止、課程の廃止を決定した。

また、学内調査の分析より、学生の映画力向上・獲得の客観的な到達度指標の必要性を認めた。このため、令和元(2019)年度より、教育課程での映画文化の理解度・社会への発信能力の獲得を示す指標として、履修プログラム「映画ソムリエ」を開始することとした。

就職状況の調査に関しては、在学生への就業実態調査を「キャリアサポートセンター」が実施し、3 年次生には、毎年、進路の方向性を把握するために、「在学生の進路アンケート調査」を行っている。また、毎年 3 月の卒業式には、卒業生を対象に、卒業後の進路を把握するため「卒業後の進路現況報告書」を回収し調査を行っている。

学生の意識調査に関しては、「自己点検・評価委員会」が毎年 3 月に「学生満足度調査」を行っている(基準 6-2-②に記載)。「学生満足度調査」の調査結果は全学生・教職員が閲覧できるように平成 27(2015)年 5 月から附属図書館で公開している。

また、「FD 委員会」では、前年に続き、FD 委員長から 4 年次生に対して授業、設備、教務対応等の対面の聞き取り調査をコース別に行った。

平成 30(2018)年度も前期・後期に受講者数の多い講義科目に対して FD 委員が中心となり「教員相互の授業参観」を実施した。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

平成 27(2015)年度後期からの「学生授業アンケート調査」では、調査票の自由記述欄で挙げた学生からの要望、アイデアに対して、担当教員がコメントを返し最終版の集計結果表に記載できるようにしたこと、授業改善を促すこととした。また、授業アンケート集計結果はすべてファイリングし、全学生・教職員が閲覧できるように平成 27(2015)年 3 月から附属図書館で公開し、平成 28(2016)年 2 月に蔵書検索システムにも登録した。

4 年次生への聞き取り調査の結果は一覧表にして、平成 31 年(2019)年 4 月の「教授会」で報告し、学生からの要望について対応の検討を要請している。

FD 委員を中心とした教員相互の授業参観では、参観者の報告書を「FD 委員会」でとりまとめ、担当教員にフィードバックすることで授業改善に役立てるようにした。

また、平成 30(2018)年 7 月および平成 31 年(2019)年 1 月に「FD 研修会」を開催した。

前者は「日本語サポートデスクにおける留学生の日本語指導について」のテーマで、本学「国際交流センター」留学生支援部門専門家支援員による講演と質疑応答を実施し、本学専任教員の出席率は84%であった。後者は「多様な進路希望を見据えた留学生支援の具体的方策」のテーマで、留学生の就職指導について一般社団法人留学生支援ネットワーク事務局長による講演と質疑応答を実施し、本学専任教員の出席率は80%であった。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

FD委員を中心とした「教員相互の授業参観」は令和元(2019)年度前期・後期とも実施する。過去のデータも含めて新カリキュラムで再編成される講義の改善に活用する。

シラバス改善、書式の統一をすべく、「FD研修会」を開き、第三者によるチェックも含め機構を整備する。

平成30(2019)年度の研修会を踏まえ、初年度生、および留学生の理解を助けるために、「映画力」も含めた本学映画用語集の中国語版、英語版をさらに充実させる。

4年次生に対する聞き取り調査は、新カリキュラムへの移行に伴い、令和元(2019)年度より学年ごとに実施し、授業アンケートと連動して学生の意見を授業内容、編成に反映できるようにする。

「創作系実習」、「オムニバス科目」等の複数教員で行う授業の事前打合せと事後の振り返りを徹底させる。

「FD委員会」と「キャリアサポートセンター」と「企画戦略室」で連動し、卒業生の就業状況に関するアンケート調査を行う方法を検討し、実施する。

[基準3の自己評価]

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準等を適切に定め、厳正に適用している。

ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されたカリキュラム・ポリシーを策定し、周知している。

教育課程をカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成し、シラバスを適切に整備して、充実した教養教育も実施している。

なお、平成27(2015)年度から進めてきたカリキュラム編成に係る課題の検討を踏まえ、平成30(2018)年度より、新カリキュラムの運用が開始された。

授業内容については「創作系」の演習科目、「理論系」の座学科目いずれに於いても学生の主体的な学修を促す工夫をしている。

教授方法の改善のための検討は「FD委員会」及び「教務委員会」で行っている。また、教育効果を高めるために時間割編成上の工夫をするほか、単位制度の実質を保つために「履修登録上限単位数」を適切に設定している。

学修成果の点検・評価については、「FD委員会」と「企画戦略室」が、学生の学修状況・資格取得状況・学生の意識調査などを実施し、学修成果の点検・評価を行っている。さらに、これらの調査結果を「教授会」等に報告することで、学修成果の点検・評価結果を教育内容・方法及び学修指導の改善に資するため、フィードバックしている。

以上のことから、基準3の要件は満たされているものと評価できる。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

《4-1の視点》

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長を学部長、学科長及び事務局長が補佐機能を果たすことにより業務の意思決定と執行が円滑に行われてきたが、平成27(2015)年6月から「企画戦略室」を設置することで強化を図り、学長が適切なリーダーシップを発揮するための体制を整備した。

さらに、平成28(2016)年6月から、教員が学生支援部長及び入試・広報部長に就任し、教職協働体制としたほか、「企画戦略室」を学長直轄の組織として位置付け、学長の補佐体制の充実を図った。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教育に関する意思決定は学長が行うこととし、「教授会」は学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。「教授会」は「学則」及び「日本映画大学映画学部教授会規程」に基づき設置・運営されていて、原則、月1回開催され、教学面の重要事項の審議をしている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教授会の下には、「日本映画大学映画学部教授会委員会規程」に基づき、教学運営上の分野に応じた8つの委員会を設置し、教授会構成員を委員として配置している。各委員会に於いて検討や意見の調整が行われ、検討結果は「教授会」に報告され、必要に応じて審議されている。このように権限と責任を明確にすることで教学マネジメントの機能性を担保している。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は単科大学であり、教育・研究に関する意思決定にあたっては、学長出席のもと

による「教授会」に於いて審議等がなされており、適切に機能している。

今後、大学改革がますます進展していく中であって、さらに学長がリーダーシップを発揮できる環境を整えるため学長の補佐体制の一層の充実を図り、意思決定が適切に行われるよう体制を強化していく。

4-2 教員の配置・職能開発等

《4-2の視点》

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② F D (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教員人事について、平成 30(2018)年 5 月 1 日現在の専任教員の総数は講師以上 19 人であったが、同年 10 月 1 日付で新任の専任教員 1 人を採用したため、大学設置基準に定められた専任教員数 20 人を確保した。教授数は 11 人で、設置基準が求める 11 人を満たしている。

また、創作系教員と理論系教員の人数構成は、ほぼ半々で年齢構成もバランスよく確保されている。

本学では、1 年次はクラス制（1 クラス約 20 人、1 学年 4~6 クラス）をとっており、1 クラスにつき 2 人の教員を配置している。

専任教員以外がクラス担任を務める場合もある。それは、1 年次の柱となる単位数も大きな看板科目「人間総合研究」と「長編シナリオ演習（200 枚シナリオ）」といった必修科目の授業が組み込まれていることから、演出や脚本が専門のベテラン教員にクラス担任を依頼しているためである。このことは、直接接している個々の学生への適切な指導、助言や具体的な添削等が速やかに可能となるための措置であり、学生生活全般にわたって新入生の悩みや進路等の相談に対しても、対処・対応していけるよう取り組んでいる。

4-2-② F D (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員評価に関しては、平成 24(2012)年度から、履修登録学生による当該授業科目に対する「学生授業アンケート調査」を最終授業時に実施し、担当教員に結果をフィードバックしているが、アンケート結果としては概ね良好であり、今後とも「FD 委員会」の課題としている。

また、平成 27(2015)年度に「教員活動評価実施要項」を定め、各教員の教育活動について自主的に点検することにより、教育内容等の改善充実に努めることとした。

教員と事務職員の資質・能力向上 FD・SD への取組みに関しては、教員については、「FD 委員会」主催による研修会や情報提供の他、全国規模の研修会に、教員や関連する部署の事務職員を出席・参加させて研鑽を積み重ねており、同時に他大学の動向や情報収集もさせるなどして、教職員の資質・能力向上を図り、本学組織の改善にも役立てている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

現行のクラス担任制に関しては、開学 7 年を経過してかなり定着してきたと言える。小規模大学の特色である少人数教育を、さらに充実した教育内容と教育指導を発揮できるよう、様々な工夫・改善を図っていく必要がある。

教員評価に関しては、「学生授業アンケート調査」の結果の他、開学前後からの業績一覧、各種委員会をはじめとする大学運営や社会・地域に対する貢献度など、教員活動評価を通じ総合的な観点から評価を充実させる。

4-3 職員の研修

《4-3 の視点》

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組

職員の資質・能力向上のための取組みに関しては、「日本私立大学協会」等の団体で実施する研修会や協議会等へ積極的に参加し、他大学との情報交換も含め自己研鑽に努めている。また、その他の外部機関が主催する研修会や講演会などにも参加させ、知識・能力の向上を図っている。

「日本映画大学における職員研修実施要項」に則り、定期的に「SD 研修会」を開催し、計画的、効果的かつ継続的に職員の資質・能力向上の取組みを行っている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力向上についての取組みとして、学内における「SD 研修会」を複数回開催するとともに、学外での様々な研修会等に積極的に参加させることなど、研修機会の拡充強化を図る。

4-4 研究支援

《4-4 の視点》

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究目的を達成するための資源として、全専任教員に研究費が支給されている。

さらに、研究目的を達成するための施設として、白山校舎と新百合ヶ丘校舎に分かれて、全専任教員分の研究スペースが分配されている。

平成 26(2014)年度、「出版・研究推進委員会」は、研究活動活性化のための評価体制の整備に向けて、専任教員の研究業績調査を行った。平成 27(2015)年度以降は、大学ウェブサイト等を活用して研究成果を対外的に発信している。

平成 28(2016)年度、映画・映像に関する教育・研究実績等が評価されたことにより、「日本映像学会第 42 回全国大会」を主催校として開催した。

教育・研究の成果を発表する紀要・機関誌の出版に関する活動としては、平成 27(2015)年 3 月に『日本映画大学紀要』第 1 号を、平成 29(2017)年 8 月に『日本映画大学紀要』第 2 号を刊行した。

その他、教育・創作・国際交流等の成果を、学内外に広く紹介することを目的とした機関誌『日本映画大学だ！』を発行している。これは本学の前身である日本映画学校から続く取組みであり、教員の指導の下、学生が主体となって編集活動を行っている。

競争的資金の獲得については、平成 23(2011)年度の開学翌年度より継続して採択されており、「出版・研究推進委員会」の支援が成果を上げている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

平成 26(2014)年度は、「日本学術振興会」から講演者を招聘し、科学研究費獲得及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの説明会を実施、科学研究費申請者のために支援を行うなど、学内での研究活動の活性化を図った。

平成 27(2015)年度は、個人研究費使用要領及び競争的研究資金の間接経費使用要領について規程を明文化した。

平成 28(2016)年度は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等の規程を整備した。

平成 29(2017)年度は日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」を導入し、おもに競争的資金獲得者を対象とした研究倫理教育を新たに開始している。

支給された研究費については、「日本映画大学における個人研究費取扱要領」に基づいて適切に執行されている。

紀要掲載論文の真正性については、外部研究者を含めた論文査読を行っており、不正行為を防止する体制がとられている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

競争的資金の獲得状況は、次表の通りとなっている。

年度	新規採択	継続採択	交付額 (直接経費および間接経費の合計)
平成 24(2012)年度	1 件、1 人	—	1,560,000 円
平成 25(2013)年度	2 件、2 人	2 件、2 人	8,224,000 円
平成 26(2014)年度	1 件、1 人	2 件、2 人	3,380,000 円
平成 27(2015)年度	2 件、9 人	1 件、1 人	7,130,000 円
平成 28(2016)年度	—	2 件、8 人	4,290,000 円
平成 29(2017)年度	3 件、3 人	4 件、6 人	5,291,000 円
平成 30(2018)年度	3 件、2 人	3 件、7 人	6,246,500 円

※ 「継続採択」には他機関からの異動分を含む。

※ 研究代表者および研究分担者として採択されたもの。

科学研究費獲得に伴い配分される間接経費については、平成 29(2017)年度は全専任教員および特任教員向けの研究用 PC を更新し、研究活動の向上に役立てている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究室ないし研究スペース等、研究環境の向上の質的向上のため、平成 27(2015)年度に於いては、「総務委員会」と隣接委員会と協議の上、研究室等施設開室時間の延長の可能性について検討した。引き続き、教員の需要に応えるため準備を進めている。

『日本映画大学紀要』については、外部研究者による査読論文の実施等、盗用、改ざん等を防止するための取組みを引き続き行っていくとともに、今後の研究及び創作の発表の場としての更なる充実を図る。

競争的外部資金獲得については、今後も重点的支援活動、資料費・研修費等の援助及び研究活動を活性化するための評価体制の整備を行っていく。

将来的に、本学の研究活動が東アジアの映画研究の一拠点となりうるよう、学内の創作系と理論系の学際的な知の融合、国内外の研究者との共同研究を奨励していく。

[基準 4 の自己評価]

教育研究に関する意思決定は学長が行うこととし、「教授会」は学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。ことで、学長の適切なリーダーシップが確立され、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築されている。また、職員の配置と役割についても明確になっており、適切に機能している。

教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置については、平成 30(2018)年 10 月の専任教員 1 人の採用により、専任教員の総数が講師以上 20 人となって、大学設置基準に定められた専任教員数 20 人を上回り、教授数は 11 人で、設置基準が求める 11 人を満たしている。また、創作系教員と理論系教員の人数構成は、ほぼ半々

で年齢構成もバランスよく確保されている。

FDをはじめとする教育内容・方法等の改善と工夫・開発については、「FD委員会」の他に「教務委員会」「カリキュラム検討委員会」に於いても、改善のための工夫と開発が常に検討されている。

さらに、SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みも学内で「SD研修会」を実施し、学外で開催されるSDに関する研修会にも積極的に職員を参加させることで、職員の資質・能力向上に役立っている。

研究支援については、研究費の適切な分配と、研究目的を達成するための全専任教員分の研究室が整備されている。また、大学ウェブサイト等を活用して研究成果を対外的に発信している。

研究倫理については諸規則を整備しているほか、研究不正が発生しないための教育等を継続して行っている。

教育・研究の成果を発表する紀要・機関誌の出版に関する活動としては、『日本映画大学紀要』及び『日本映画大学だ！』を発行するなど、教育・研究の成果を内外に周知する取組みを行っている。

競争的資金の獲得については、平成27(2015)年度より継続中の基盤研究(B)等、「出版・研究推進委員会」の支援が成果を上げている。

以上のことから、基準4の要件は満たされているものと評価できる。

基準5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

《5-1の視点》

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

日本映画大学の設置者である学校法人神奈川映像学園の経営は、「教育基本法」及び「学校教育法」を遵守し、「学校法人神奈川映像学園寄附行為（以下、寄附行為）」及び「学校法人神奈川映像学園寄附行為実施規程」に基づき適切に行われている。また、理事、監事、評議員の選任についても「寄附行為」に基づき適切に行われており、経営の規律と誠実性は維持されている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学では、「常勤理事会」を中心に毎年行う自己点検・評価の結果を踏まえ、各年度の「事業計画書」等を策定し「理事会」に於いて審議決定することで、使命・目的の実現を着実に進めている。

また、概ね月1回定期的に開催される「常勤理事会」に於いて、当該年度の事業計画の進捗状況を確認しながら、常時の懸案事項等について審議・検討を行い、使命・目的の実現に向けた努力が継続的になされている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、白山校舎に多数の樹木を保存しており、人員を配して維持管理に努めている。また、毎年夏場には、校舎の研究室の窓に「グリーンカーテン」を設置し、環境に配慮している。その他、新百合ヶ丘校舎及び白山校舎に於いてゴミの分別の推進も図っている。

人権への配慮については、法令に沿って「学校法人神奈川映像学園就業規則・服務規程」で確固たるものとしている。

各種のハラスメント防止については、「学校法人神奈川映像学園ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、「ハラスメント対策委員会」を組織し、相談員を両校舎に配置している。

個人情報の取扱いについては、「学校法人神奈川映像学園個人情報の保護に関する規程」及び「学校法人神奈川映像学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」を整備し適切に対応している。

安全への配慮については、本学の体育館とグラウンドと校舎の一部は川崎市の指定避難場所として有事の際には開放することとしている。学生や教職員も避難することができる。また、17時以降、警備会社による校舎及び校舎周辺の警備を行い防犯体制の万全を図っている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は、大学開学以降特段の問題もなく維持されている。今後も学内規程及び関係法令等を遵守し、使命・目的の実現のための取り組みを着実に進めていく。

また、環境保全、人権、安全への配慮については、規程の整備のほかさらなる取り組みの強化を図っていく。

5-2 理事会の機能

《5-2の視点》

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の「理事会」は、理事の選任、諸規程の改廃、予算、決算など、法人全体の重要事項の審議・決定を行っている。また、戦略的意思決定ができる体制として、原則、月1回開催している「常勤理事会」では、常務の重要事項の審議・決定を行い「理事会」へ報告している。

理事定数は「寄附行為」により8人と定められており、選任区分は、第1号理事「学長」第2号理事「評議員のうちから評議員会に於いて選任した者4人」、第3号理事「学識経験者のうち理事会に於いて選任した者3人」となっていて、私立学校法に則り適切に選任している。

平成30(2018)年度中に4回開催された「理事会」の出席状況は100%（委任状出席含む）であり、適切な出席状況のもと意思決定が行われている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

収容定員が未充足など、大学を取り巻く経営環境が厳しい中、「常勤理事会」に於いて迅速かつ適確な意思決定が求められる。「常勤理事会」が使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定をするために、入学者確保に関する情報や経営改善に関する情報等を収集・分析し適切に機能する体制の充実を図る。

5-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《5-3の視点》

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

「常勤理事会」に理事として学長、学部長及び事務局長が出席し、「常勤理事会」にて行われた意思決定については、その後の「教授会」で報告され、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われており、全学的に情報の共有が図られている。平成28(2016)年6月より、教員が学生支援部長に就任し、教職協働体制としたほか、「企画戦略室」を学長直轄の組織として位置付け、学長の補佐体制の充実を図った。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事は「寄附行為」に基づき2人選任することになっており、非常勤監事2人が選任されている。

監事は担当者からの報告及び決算概要等の聴取を行い、運営状況並びに財務状況を確認している。平成 30(2018)年度に開催した「理事会」及び「評議員会」には毎回必ず 1 人以上出席し、学校法人の業務等の状況について意見を述べている。

評議員の定数は 17 人であり、選任区分は「寄附行為」により、第 1 号評議員「この法人の職員で理事会に於いて推薦された者のうちから、評議員会に於いて選任した者 9 人」、第 2 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会に於いて選任した者 3 人」、第 3 号評議員「学識経験者のうちから、理事会に於いて選任した者 5 人」と規定している。現在の人員は、職員 9 人、卒業者 3 人、学識経験者 5 人で規程の通りとなっている。平成 30(2018)年度中に 3 回開催された「評議員会」の出席状況は 94%（委任状出席含む）であり、適切な出席状況のもと運営が行われている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

管理部門と教学部門との連携は適切に行われている。しかしながら、大学を取り巻く環境の厳しさなどを踏まえ、管理運営体制の適宜見直しを行っていくとともに、管理部門と教学部門との間のコミュニケーションにより透明性を高めるため、教職協働体制の一層の充実を図り、意思決定を円滑に行う体制としていく。

5-4 財務基盤と収支

《5-4 の視点》

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 28(2016)年 9 月に「日本映画大学中期目標・中期計画」を策定している。その計画の中に財務内容の改善に関する目標が掲げられおり、これを基に各年度の「事業計画書」及び予算を策定して、財務運営の適正化を図っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 29(2017)年度までの基本金組入前当年度収支差額は支出超過の傾向にあったが、入学定員が充足したことや経費節減に努めたことにより平成 30(2018)年度の基本金組入前当年度収支差額は 1 千万円の収入超過となり、財務基盤は改善している。

貸借対照表関係比率では、「総負債比率」は 18.3%と健全な数値となっており、借入金のない安定した運営を行っている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30(2018)年度の入学者数に於いては入学定員を充足したが、収容定員未充足の中、引き続き予算管理の徹底や入学定員の確保、外部資金の獲得など、収支のバランスを考慮した運営に努めていく。

また、平成 28(2016)年 9 月に改訂した「日本映画大学中期目標・中期計画」に基づき、各年度の事業計画及び予算を策定して、財務運営の適正化を図っていく。

5-5 会計

《5-5 の視点》

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学における会計処理は、「学校法人会計基準」及び「学校法人神奈川映像学園経理規程」を遵守し、適正に実施されている。

また、会計処理上の疑問などは、公認会計士や税理士などに問い合わせ、指導・助言を受けている。

なお、財務情報の公表については、「学校法人神奈川映像学園情報公開規程」の定めにより、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書等を備え置き、閲覧に備えており、さらに、大学ホームページでも公表している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、監査法人により会計帳簿書類及び計算書類などの確認・照合を行っており、平成 30(2018)年度は 10 回実施している。監事は担当者からの報告及び決算概要等の聴取により監査を実施していて、会計監査の体制は十分に整備され、厳正に実施されている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

現在の適正な会計処理を維持し、引き続き遺漏のないよう適切に対応していく。会計監査の体制に関しては、監査法人、監事及び内部監査室との連携を強化し、体制整備の向上を図る。

[基準 5 の自己評価]

経営の規律と誠実性、理事会の機能、大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシッ

プ、業務執行体制の機能性、財務基盤と収支、会計については、前述の通り適切に機能している。

以上のことから基準 5 については、基準を満たしているものと評価できる。

基準 6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

《6-1 の視点》

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学における点検・評価活動は、平成 23(2011)年度に「日本映画大学自己点検・評価規程(以下、自己点検・評価規程)」を定めて、「自己点検・評価委員会」を設置したことから始まり、点検・評価活動は、「自己点検・評価委員会」が中心となり、学部長を委員長として、学科長、「教授会」と学校法人に設置された各委員会の委員長に加え、事務局長を始めとする事務局の責任者を委員とすることで、教学運営組織と事務組織が一体となって取り組むように、「自己点検・評価規程」の第 3 条に定めている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における点検・評価活動は、規程に定められた組織形態の下、毎年度、適切に実施されている。令和元(2019)年度以降も、この体制での点検評価を継続して実施する。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

《6-2 の視点》

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「自己点検・評価委員会」の主な活動内容は、「自己点検評価書」の作成を通じた点検の実

施と分析、そして、これらを通じて明確化された教学面や管理運営面の検討課題を学内にフィードバックすることとしている。点検・評価の項目は、(公財)日本高等教育評価機構の定める大学機関別認証評価の評価基準に準じ、「自己点検・評価規程」に定めている。

6-2-②IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

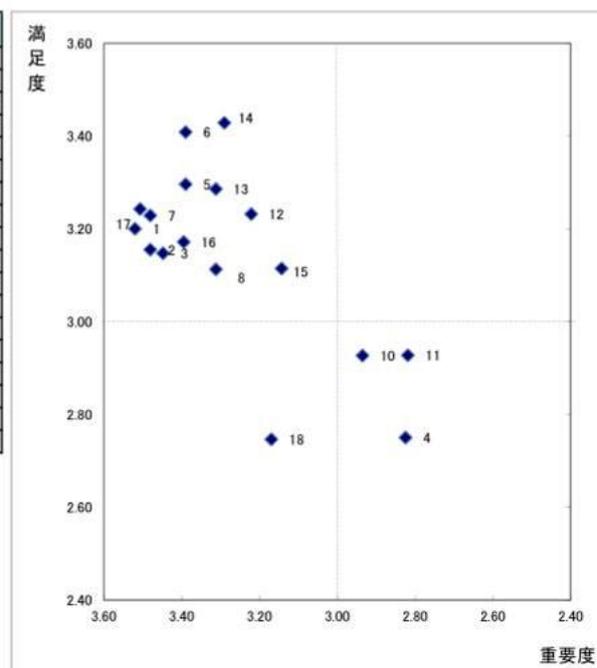
点検・評価項目については、事実の状況を説明する資料と関連データの収集、アンケート調査の結果分析を行い、関連の諸規程を用いて点検・評価を行っている。

また、項目ごとに示されたエビデンスは、この点検・評価が客観性の高い視点により行われていることを示している。

「学生授業アンケート調査」を平成 24(2012)年度から実施し、4 年次生に対して行う「学生満足度調査」を平成 26(2014)年度から実施している。それらに加えて、平成 27(2015)年度からは、「企画戦略室」による「学修状況実態・行動調査」が毎年度実施されている。これらの調査結果は、学生のニーズや、就学の状況、学生生活の実態を知るのに役立つものであり、本学の教育研究と管理運営上の情報源となっている。「FD 委員会」によって実施された平成 30(2018)年度の「学生授業アンケート調査」の分析結果では、全体として創作系で 88.6%、理論系も 83.7%の学生が満足しているという結果になっている。また、授業ごとのアンケート調査結果については、「FD 委員会」を通じて教員に報告され、本学の教育の質的向上に役だてられている。なお、平成 31(2019)年 3 月卒業の 4 年次生に実施した「学生満足度調査」の結果は、次表の通りとなっている。

<重要度満足度分析>

	重要度 平均	満足度 平均
1 大学でやりたい勉強ができること	3.52	3.20
2 自分が本当にやりたいことを見つけること	3.48	3.15
3 授業を通して専門的な知識や技術が身につくこと	3.45	3.15
4 高等教育としての教養が身につくこと	2.82	2.75
5 入りたい専門コースがあること	3.39	3.30
6 希望の専門コースに入れること	3.39	3.41
7 専門コースで充実した時間を過ごせること	3.48	3.23
8 専門コースの内容が役に立つこと	3.51	3.24
9 自分が入りたいサークルがあり、思う存分に活動ができること	2.16	2.56
10 キャリア開発の授業が役に立つこと	2.94	2.93
11 キャリアサポートが主催する企業説明会等が充実していること	2.82	2.93
12 キャリアサポートが個別の相談に乗ってくれること	3.22	3.23
13 教員は話しやすく、個別の相談に乗ってくれること	3.31	3.29
14 事務局職員と話しやすいこと	3.29	3.43
15 大学の校風や雰囲気が自分に合っていること	3.14	3.11
16 大学生活を通して自分が成長できること	3.39	3.17
17 将来、具体的に何をやりたいかを見つけること	3.31	3.11
18 学内の図書館や福利厚生施設が整っていること	3.17	2.75



(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を、独自に定めた規程により、エ

ビデンスに基づく客観的な点検・評価を行っている。

点検・評価を行う上での主な調査内容としては、「FD 委員会」が実施する「学生授業アンケート調査」、「自己点検・評価委員会」が実施する「学生満足度調査」、「企画戦略室」が実施する「学修状況実態・行動調査」などが挙げられるが、これらの調査を今後も継続して実施し、分析を行い、自己点検・評価報告書に反映させる。

6-3 内部質保証の機能性

《6-3 の視点》

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

自己点検・評価の実施は、大学を改革し発展させるために必要不可欠なものであり、この点検・評価の結果に基づき、全学を挙げて改善と向上への意識を持ち、その実現に向けての不断の努力が必要となる。

この認識のもと、点検・評価の結果については、学長を通じて理事長にも報告をするよう「自己点検・評価規程」の第 7 条に定めている。

このことは、点検・評価結果の共有を学内に実現するための方策であり、短期的な教学面での課題については、「教授会」で点検・評価の結果報告を行って方策を検討するとともに、管理運営面に関する短期的な課題については、事務局長を始めとする「企画戦略室会議」で方策を検討することになる。

また、中長期の課題については、平成 25(2013)年 3 月に、理事長を始め、学長、学部長、学科長、事務局長と、その他の常勤理事で構成された「企画委員会」に於いて、事務局より提案された PDCA サイクル案に基づく目標と計画の検討・策定・評価のスケジュール「日本映画大学における PDCA サイクルについて(案)」平成 25(2013)年度版が審議され、平成 25(2013)年 4 月に開催された「教授会」で報告を行った。

この点検・評価結果の学内での還流が、本学運営の改善・向上につながる PDCA サイクルの仕組みとして確立され、機能している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

PDCA サイクルの仕組み、機能として、短期的な課題については、平成 30(2018)年度の点検・評価結果を活かした改善・向上のための方策を「教授会」や「企画戦略室会議」で検討し、中期的な課題については、「企画委員会」に自己点検・評価の結果を報告し、改善・向上方策の検討を、今後も継続して行う。

[基準 6 の自己評価]

大学の使命・目的に則した自主的・自律的な自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性については、前述の通り点検・評価が適切に実施されている。

また、内部質保証のために必要な各種学生アンケート調査を毎年度実施し、その調査結果にもとづく自己点検・評価が実施され、その評価結果は、「教授会」や「企画戦略室会議」に報告され、「企画委員会」にも報告されて、教学面、管理・運営面の改善・向上方策の検討に役立てられている。

また、前述のように改革・改善のための PDCA サイクルが確立され、「日本映画大学中期目標・中期計画」の策定にも、内部質保証のための自己点検・評価の結果が活かされている。

以上のことから、基準 6 の要件は満たされているものと評価できる。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会との連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

・大学施設の開放

本学は開学以来、川崎市との協定により白山キャンパスは、大学の授業や催しに差し支えない範囲で、地域住民への体育館とグラウンドの開放を行っている。平日は体育館を社会人のスポーツチームを対象として夕方 4 時から 8 時まで開放し、日曜、祝日には少年野球、少年サッカーチームへのグラウンド開放を行っている。

また、本学の体育館とグラウンドと校舎の一部は、地域の避難所として位置づけられ、有事の際には開放することになっている。

さらに、白山校舎が旧白山小学校の跡地に整備していることから、白山地域の歴史ある夏季イベント「白山納涼祭」にグラウンドを開放し、学生及び職員が参加協力することで、地域連携の強化を図っている。

これらの開放や交流は、川崎市と「一般社団法人白山まちづくり協議会（以下、まちづくり協議会）」との連携により、開学以来継続されてきた。

また、平成 28(2016)年 7 月には、「まちづくり協議会」と「包括的連携協定」を締結することで、連携をより一層確かなものにすることができた。

また、本学が作成した「自己点検評価報告書」に関しても、「まちづくり協議会」に意見を求めることで、本学の自己点検評価結果を客観的に検証する一助としている。

なお、このように評価内容に意見を求めるにいたった要因は、「まちづくり協議会」の構成員が、官界、財界を問わず、優れた見識と実績を有する人材から構成されていることによる。

・公開講座、リフレッシュ講座など

本学では、大学開学前から地元の川崎市麻生区役所「こども支援室」との連携事業を進めてきたが、平成 30(2018)年 8 月には「麻生区役所地域見守り支援センター地域ケア推進課（こども支援室改め）」と「イオンシネマ新百合ヶ丘」との共催事業として通算 7 回目となる「こども映画大学」を実施した。

本プログラムは、アクティブ・ラーニングの一環としても活用され、現在も 3、4 年生

専門科目の「こども映画教育演習」と連動した形で実施されている。

第7回目となる平成30(2018)年度は、抽選で選ばれた麻生区内の小学4年～6年生40人が参加し、「こども映画教育演習」の履修生とともに、シナリオ作りから、スタッフ編成、撮影、編集までを行い、3日間で4作品を制作し、最終日には、参加者と保護者を「イオンシネマ新百合ヶ丘」の3番スクリーンに招待して「作品上映会」を行った。

また、その他の行政との取組としては、平成30(2018)年度に、同年10月から11月に掛けて、全6回の講座「地域上映支援大学」を「麻生区役所地域ケア推進担当」からの依頼によりシニア層を対象に開講し、映像を上映することで、地域に貢献できる人材の育成を目的に、地域上映の事例や映像に関する著作権について、また、上映に必要な技術について等、多方面に亘る講座を実施した。

なお、この講座からは、実際に地域上映に関するサークルが受講者によって結成され、現在、麻生区を中心に上映活動を展開している。

このように教育機関として、地域貢献を目的としたワークショップ、公開講座の実施のほか、毎年10月開催の地域の映画祭「KAWASAKI しんゆり映画祭」との提携、具体的には学生・教職員を含めての人的・物的支援も継続して行っている。

また、「映像のまち・かわさき」推進フォーラムが主催する「映像のまち・かわさき」フェスティバルが、平成30(2018)年度は、本学の本籍地である麻生区新百合ヶ丘で、「川崎しんゆり芸術祭2019」のイベントとして開催されたため、本学も「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの構成員として全面的に協力し、「カンヌ国際映画祭パルムドール展」を開催して、本学の創始者今村昌平が受賞したカンヌ国際映画祭最高賞パルムドールトロフィーを始めとする受賞トロフィーの展示を行い、教育者今村昌平を紹介するため、専門学校時代から学生が受賞したトロフィーの展示、その他に、今村昌平監督のパルムドール受賞二作品の内の一作品「うなぎ」を上映して、本学の学長と学部長による対談を、一般参加者約200人に対して実施し、好評を得た。

さらに、「川崎しんゆり芸術祭2019」に於いては、本学教員が選出したパルムドール受賞作品6作品の上映会を、川崎市アートセンターにて「日本映画大学シネマ列伝 Vol6 カンヌ国際映画祭パルムドール特集」と題して開催し、学長と本学教員による講演も併催した。

・卒業制作の地域での披露上映会

平成31(2019)年2月には、第5期生の卒業制作5本の披露上映会を「イオンシネマ新百合ヶ丘」で実施し、学生や保護者、大学関係者のみならず、多くの地域住民が来場して好評を博した。

・映画・映像文化コースの学生が企画した上映会の実施

平成30(2018)年2月には、映画・映像文化コースの3年生が授業「上映企画WS(Workshop)」の一環として、自分たちが企画した上映会「ディストピアを撃て！映画祭」を川崎市アートセンターで開催し、映画上映とゲストによる講演も併催して、多くの地域住民が来場した。

以上のように、川崎市の施策としての地元のまちづくり「しんゆり芸術のまちづくり」にも貢献している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 23(2011)年 4 月の開学以来、大学施設の地域への開放や地域貢献のためのワークショップ等を、川崎市内、麻生区内、白山キャンパスの地域を対象として実施してきているが、今後も継続して、広い範囲に向けての公開講座や地域貢献のためのイベント開催を実施する。

[基準 A の自己評価]

大学施設の開放については、白山キャンパスを拠点に、体育館とグラウンドを社会人や青少年を対象としたスポーツへの開放を行うとともに、有事の際には避難所としても開放することを地域に約束して、地域防災訓練などにも大学の施設を開放している。

また、平成 28(2016)年度には「まちづくり協議会」と「包括的連携協定」を締結することで、地域と大学との連携及び関係性の強化を図っている。

さらに、地域の映画祭や芸術祭にも人的、物的協力を行い、川崎市の施策である「映像のまち・かわさき」推進フォーラムと「しんゆり芸術のまちづくり」にも芸術系の大学として貢献している。

本学の特色ある取組として基準 A を設け、以上のことから、基準 A は基準を満たしているものと評価できる。

基準 B. 国際交流

B-1 国際交流の推進

《B-1 の視点》

B-1-① 異文化理解と国際交流への対応

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 異文化理解と国際交流への対応

平成 23(2011)年 4 月の開学以来、韓国、中国など東アジアを中心に留学生を積極的に受け入れている。また、毎年度、海外からの映画人を本学に招聘して特別講演会や交流イベントを開催してきたが、開催に関する平成 30(2018)年度までの沿革は次表の通りである。

日本映画大学

〈特別講演会・交流イベントに関する沿革〉

平成 23(2011)年 8 月	ポーランド国立ウッチ大学講師による学生ワークショップ「ドキュメンタリー制作プロジェクト」を実施。
平成 23(2011)年 12 月	ポーランド国立ウッチ大学講師による学生ワークショップ作品「世界の夜明けから夕暮れまで」の日本プレミア特別上映会を日本映画大学新百合ヶ丘キャンパスで開催。
平成 24(2012)年 10 月	インドネシア映画監督リ・リザ氏と映画プロデューサー ミラ・レスマナ氏を招聘し特別講演会を開催。
平成 25(2013)年 11 月	フランスの映画評論家アントワヌ・ド・ベック氏を招聘し、映画監督 中原 俊(本学教授)との対談形式による特別講演会を開催。
平成 26(2014)年 9 月	映画監督エリア・スレイマン氏、ドキュメンタリー監督レジー・ライフ氏を招聘して特別講演会を開催。
平成 26(2014)年 12 月	全ロシア国立映画大学の卒業制作の特集上映会を開催し、全ロシア国立映画大学学長ウラジミール・マルシヨフ氏の講演会を実施
平成 28(2016)年 5 月	映画監督ソト・クォーリーカー氏を招聘して特別講演会を開催。
平成 28(2016)年 10 月	映画監督ブリランテ・メンドーサ氏を招聘して特別講演会を開催。
平成 28(2016)年 12 月	北京電影学院との第 1 回電影交流節を開催。映画監督デグナー氏を招聘。
平成 29(2017)年 3 月	北京電影学院との第 2 回電影交流節を開催。脚本家メイ・フォン氏を招聘。
平成 29(2017)年 6 月	映画監督レジー・ライフ氏を招聘して特別講演会を開催。
平成 30(2018)年 3 月	日中平和友好条約締結 40 周年記念事業の一環として、北京電影学院との第 1 回日中青年映画交流フォーラムを開催。脚本家 黄丹氏ほかを招聘。
平成 31(2019)年 3 月	北京電影学院との第 2 回日中青年映画交流フォーラムを開催。

さらに、世界の映画教育機関との提携については、特にアジア地域の交流に力を注ぎ、平成 30(2018)年度まで、次表のような学術交流協定締結並びに学生間の国際的な交流を実施してきた。

〈海外の大学との学術交流協定締結・海外の学生との交流に関する沿革〉

平成 24(2012)年 10 月	韓国国立芸術総合大学と学術交流協定を締結。
平成 25(2013)年 8 月	韓国国立芸術総合大学と学生による第 1 回共同映画制作を日本で実施。
平成 25(2013)年 11 月	国立台北芸術大学と学術交流協定を締結。
平成 26(2014)年 4 月	北京電影学院と学術交流協定を締結。
平成 26(2014)年 11 月	韓国国立芸術総合大学と学生による第 2 回共同映画制作を韓国で実施。
平成 27(2015)年 3 月	国際交流基金共催による東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 1 回「・・・and Action! Asia—映画・映像専攻学生交流プログラム」を実施
平成 27(2015)年 4 月	ジャカルタ芸術大学との学術交流協定を締結
平成 27(2015)年 8 月	韓国国立芸術総合大学と学生による第 3 回共同映画制作を日本で実施。

平成 28(2016)年 3 月	国際交流基金共催による東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 2 回「・・・and Action! Asia—映画・映像専攻学生交流プログラム」を実施
平成 28(2016)年 11 月	韓国国立芸術総合大学と学生による第 4 回共同映画制作を韓国で実施。
平成 29(2017)年 2 月	国際交流基金共催による東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 3 回「・・・and Action! Asia—映画・映像専攻学生交流プログラム」をフィリピンで実施
平成 29(2017)年 8 月	韓国国立芸術総合大学と学生による第 5 回共同映画制作を日本で実施。
平成 29(2017)年 10 月	台北メディアスクールとの学術交流協定を締結
	全ロシア国立映画大学との学術交流協定を締結
平成 30(2018)年 3 月	国際交流基金共催による東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 4 回「・・・and Action! Asia—映画・映像専攻学生交流プログラム」を日本で実施。
平成 30(2018)年 10 月	韓国国立芸術総合大学と学生による第 6 回共同映画制作を韓国で実施。
平成 31(2019)年 3 月	国際交流基金共催による東南アジア各国の学生と本学の学生を対象とした第 5 回「・・・and Action! Asia—映画・映像専攻学生交流プログラム」をジャカルタで実施。

平成 30(2018)年度は、第 6 回日韓学生共同制作として、本学の学生が韓国へ出向き韓国の学生たちとともに『さよならを迎えに』を完成させた。このように、日韓の相互交流はますます活発化している。

また、平成 31(2019)年 3 月に、「国際交流基金アジアセンター」との共催で、第 5 回「...and Action! Asia—映画・映像専攻学生交流プログラム」をジャカルタで実施した。本プログラムは過去 5 回のうちに日本で開催した 3 回については、本学が受入機関として実施してきたが、通算 5 回目となった今回は、インドネシア（ジャカルタ芸術大学＝本学提携校）、フィリピン（国立フィリピン大学フィルム・インスティテュート）、ベトナム（映画人材開発センター）、ミャンマー（ヤンゴン国立芸術文化大学）、日本（東北芸術工科大学、武蔵野美術大学）の学生とともに、本学の学生 1 人も参加し、多国籍のチームで短編映画を制作した。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

異文化理解と国際交流に関する改善・向上方策としては、平成 24(2012)年度以降、韓国を始め、台湾、中国、ロシア、インドネシアとの学術交流を推進してきたところであり、この交流の機会を活用することで、教員並びに学生間の交流を図り、両校の関係性を強化して、作品交流、共同研究、講師派遣、交換留学などへの発展を図る。

[基準 B の自己評価]

海外からの留学生を積極的に受入れ、学内で日本人学生との交流会を定期的で開催している。また、海外の大学との学術交流協定も締結し、教員と学生の交流は勿論のこと、学生作品の交換上映も行っている。

さらに、来日した教員や創作者の特別後援会や交流会も積極的に実施している。

本学の特色ある取組として基準 B を設け、以上のことから、基準 B は基準を満たしているものと評価できる。